

子発0706第1号
平成30年7月6日

各 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（注1）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）（注2）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。

（注1）「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成28年6月3日付け雇児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照

（注2）「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について」（平成29年6月21日付け雇児発0621第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。

このため、改正児童福祉法等を受けて、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定いただきたい。

今般、策定に当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を別添のとおり作成したので、通知する。

貴職におかれでは、内容について御了知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、施設等の関係機関等に対し周知を図るとともに、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

平成 28 年及び平成 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、社会的養育に関する抜本的な改正が行われた。この都道府県社会的養育推進計画の策定要領は、改正児童福祉法等を受けて行われるべき既存の都道府県推進計画（以下「計画」という。）を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたものである。

各都道府県においては、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018 年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019 年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の一部改正を行っており、平成 16 年児童福祉法改正においては、市区町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が市区町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童養護施設等の目的として施設を退所した子どもに対する相談援助を規定することなど、社会の変化に応じた一部改正を行い、取組を進めてきた。
- ・ 近年では、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を踏まえた計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきている。これにより、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設の生活単位の小規模化などで一定の前進をみたが、その取組は未だ不十分な状況である。
- ・ 一方で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念規定は昭和 22 年の制定時から見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること、より家庭に近い環境での養育が優先されること等の考え方方が明確ではなかった。
- ・ また、現状においても、里親等の委託率については、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る 2 割弱に留まっており、伸び率も毎年 1 % 程度と低く、自治体格差も大きい。施設入所率が依然として高い状況について、国連子どもの権利委員会からも懸念・勧告が示されており、更に家庭における養育を進めるため、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっている。
- ・ なお、「社会的養護の課題と将来像」においては、特別養子縁組に関しては、新生児の「特別養子縁組を前提とした里親委託」の活用に触れられているのみで、パーマネンシー保障としての言及はなく、推進政策も定められていない。加えて、市区町村による

在宅支援の充実、一時保護の在り方、児童相談所の体制強化などについても記載されていなかった。

- ・ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）施行前の平成 11 年度に比べ、平成 28 年度には約 10.5 倍に増加しているのに比して、里親等に委託された子どもや、児童養護施設等に入所措置された子どもの数はほぼ横ばいであり、代替養育の受け皿は伸びてこなかった。
- ・ このような中、児童福祉法等の抜本的な改正に向けた「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告（提言）（平成 28 年 3 月）を受け、平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立した。この平成 28 年改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。
- ・ 国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされた。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示された。
- ・ また、これらを施策として展開するにあたっては、平成 28 年改正児童福祉法第 2 条において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならぬとされた。
- ・ 加えて、在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の創設や、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等が規定された。
- ・ 更に平成 29 年 5 月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号。以下「平成 29 年改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立し、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。
- ・ これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成 29 年 8 月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォースタлинг機関事業の構築、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示された。
- ・ 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成28年6月3日付け雇児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、特別養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることを明確にしている。「里親委託ガイドライン」の改正（平成29年3月31日付け雇児発0331第38号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）においても、施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があるとした。また、里親委託が必要な子どもについて、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できず、施設に入所する場合であっても、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである」とし、「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。
- ・ なお、本来社会的に保護されるべきケースではあるが、様々な制約により、適切に保護されていないケースもあるとの指摘もある中、抜本改正された平成28年改正児童福祉法に基づく市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所の体制強化により、「新しい社会的養育ビジョン」でも指摘されているように、代替養育が必要な子どもの数は増加する可能性があることに留意が必要である。このため、委託可能な里親数の増加が必要であることはもとより、ケアニーズの高い子どもに対して、より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性はむしろ増大することがあり得る。
- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、こうした平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ 平成28年改正児童福祉法が求める子どもの権利を保障するためには、できるだけ迅速に、数値目標を盛り込んで、計画を全面的に見直すことが求められている。
- ・ また、その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、全ての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、

十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 「1.」で示したように、2年続けて、全会一致で抜本的に改正された児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現する計画を立てる必要がある。その際、国会審議において明らかなように「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現する必要がある。
- ・ 今般の見直しの対象は、次のように、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ また、子どもが権利の主体であるという平成28年改正児童福祉法の理念を念頭に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）や保護者などの支援の対象となる者や、里親や児童養護施設などの支援を提供する者の意見が適切に反映される必要がある。なお、平成28年改正後の児童福祉法第2条の趣旨から、優先的に考慮すべきは子どもの最善の利益でなければならず、子どものニーズを基礎としたものとすることに十分留意する必要がある。
- ・ まず、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子どもと家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のための子育て世代包括支援センターなど子ども等に対する必要な支援を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、この身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。身近な市区町村における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。
- ・ また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、平成29年改正児童福祉法により新たに設けられた保護者に対する指導への司法関与も活用し、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、子どもへの直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図るなど確実に在宅の子どもに対して支援を届けることが求められる。
- ・ 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる。一時保護は、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために一時的にその養育環境から離すものであり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。また、一時

保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。このため、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

- ・ このため、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めるために示す「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ることが必要である。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要である。一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものもあることから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。
- ・ また、子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。
- ・ 引き続き代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められる。
- ・ 学童期以降の子どもについても、里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得といった今後の自立に向けた支援が可能であり、積極的に里親委託を検討していくことが求められる。ただし、家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずる。ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう（概ね4単位程度まで）にしていくことが求められており、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。

- 代替養育を行う際は、児童相談所や市区町村、里親や施設等が協働して、子ども・保護者・家庭等への支援方針を明確にして家庭復帰に最大限努力する。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合には親族・知人による養育（里親制度の活用も含む。）、さらには特別養子縁組、普通養子縁組を活用してパーマネンシ一を保障するなど、このような永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる。
- これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育優先を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長で、今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等）のための質の高い養育を、長期間の施設入所ではなく、より短期間のうちに集中的に提供する。さらに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、その専門性を、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る中において発揮することが期待される。また、この際に、施設と里親が地域でしっかりと連携協働を図りながらそれぞれの力を発揮する必要がある。
- 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親養育支援体制を実現することが不可欠である。どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して行うフォースタッキング機関（里親養育包括支援機関）が確保されることが求められる。こうした体制は、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。また、里親の確保を進めるに当たっては、親族や知人の活用を積極的に検討することも必要である。
- 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。
- 代替養育や在宅措置などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である。社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を提供が必要である。

- ・ 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、平成28年改正児童福祉法や児童相談所強化プランに沿って、職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行うことが必要である。また、平成28年の改正児童福祉法附則第3条の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであるから、中核市・特別区における人材養成等、国はもとより都道府県においても十分な支援を行う。
- ・ また、平成28年改正児童福祉法により法律に位置付けられた児童福祉司の指導・教育を行うスーパーバイザー、児童心理司、医師又は保健師、弁護士の配置を行う必要がある。とりわけ、弁護士の配置に関しては、平成28年9月に改正された「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）において、「弁護士の配置に関する『これに準ずる措置』とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、『準ずる措置』には含まれない。）」としていることに留意して、弁護士配置については、法律上の調整が必要な問題等について、児童相談所の職員が日常的に相談できる体制を整備するため、配置時期を明記するなどして、任期付き職員の活用なども含め、常勤職員の配置を進める。
- ・ 今般の新たな計画の策定は、社会的養育を必要とする子どもの置かれた親子関係や家族関係が複雑多様であること、地域特性や子どもの置かれた事情が異なっていること等、現場の実態も踏まえることは必要であるが、それにより、子どもが適切に養育される権利や家庭養育優先の原則など、子どもの最善の利益実現の確保が疎かになってはならないよう十分に留意する必要がある。都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設（障害児入所施設を含む。）などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。この際には、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て、意見を求める。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。なお、当事者である社会的養護経験者や、専門家、里親・施設関係者等の支援者、都道府県等多方面からの参画による政策評価も実施する。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019

年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成 28 年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 平成 28 年改正児童福祉法による子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。
- ii 前記の基本的な考え方を踏まえて、計画を立てること。
- iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること。国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。
- iv 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援（人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など）、一時保護改革、フォースタлинガ業務（包括的里親養育支援）、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境とするための施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護（アドボカシー）等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。

- v 都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。
- vi 計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めるここと。その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めるこことし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。
- ・ なお、平成28年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることした。また、国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえて取組を行うこと。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 施策の利用の決定に当たっては、子どもに十分な説明がなされることを徹底すること。
- ii 特に、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には定期的（少なくとも半年に1回）に理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させること。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を十分に子どもに説明すること。

（評価のための指標例）

- ・ 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況（子どもへのアンケート調査、子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等）

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定

している。計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、2017年度に行われた中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する内容（市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等）を踏まえるとともに、更なる市区町村における子ども家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①・②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 以下の i ~ ivについて、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
 - i 子育て世代包括支援センターの普及について
 - ii 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について
 - iii 市区町村の支援メニューの充実について（ショートステイ、トワイライトステイ事業等）
 - iv 母子生活支援施設の活用について
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 計画には管内市区町村に対する子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県の支援・取組（設置促進策、活用促進策、人材育成支援策）を記載すること。その際、市区町村と連携して地域資源の把握等を進めること。
- ii 設置促進や活用に当たっては、「子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて」（平成29年8月1日付け子母発0801第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等を参考として、人材育成、関係機関との連携等について、支援体制等を検討すること。
- iii 今後の「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直し内容を順次反映すること。

②児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- ・ 計画の策定に当たっては以下のような点も考慮して検討すること。

- i 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を担ったり、フォースティング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。
- ii 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人ロ規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。
- iii 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として各施設のほか、NPO法人や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。

(評価のための指標例)

- ・ 子育て世代包括支援センターの実施率
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点実施数
- ・ 児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に基づく、市区町村への指導委託数
- ・ 乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ率

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 次により、代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。
 - i 現行計画における子ども数の見込みについて、参考1及び参考2を参考として、時点修正等を実施すること。
 - ii iにおいて近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等を踏まえて代替養育を必要とする子ども数を時点修正すること。その際、市区町村の取組や、親子再統合に向けた取組の推進等の効果や特別養子縁組の成立見込み数を踏まえて算出すること。併せて、市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース等を踏まえた在宅支援ニーズの見込みについても把握に努めること。
 - iii i及びiiの結果を踏まえた、代替養育を必要とする子ども数について、
 - (ア) 年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に算出すること。
 - (イ) 次の算式1により算出された数値及び算式2により算出された数値を明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

(算式1)

$$\text{代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別)} \times \text{里親等委託が必要な子どもの割合} \times \text{里親等委託が必要な子ども数}$$

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 現に里親等委託されている子どもの数の代替養育を必要とする子どもの数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの数*の割合

*下記により算出した子どもの合計

<乳幼児>

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子どもの数

(算式2)

代替養育を必要とする子どもの数（年齢区分別） × 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子どもの数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 現に里親等委託されている子どもの数の代替養育を必要とする子どもの数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの数*の割合
- d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合

*下記により算出

- ・現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子どもの数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子どもの数）を算出
- ・その際、児童福祉法第3条の2における「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すなわち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とする子どもとは、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等

での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。

(注) 里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

<参考1：代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>

子どもの人口（推計・各歳ごと）※1 × 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）※2 = 代替養育を必要とする子ども数

※1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（高位推計）又は各都道府県での実態に即した人口推計

※2：「代替養育が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

(ア) 現在、代替養育が必要な子ども数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に入所措置又は里親等委託されている子ども数（以下「入所措置等子ども数」という。）の子どもの人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

(イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規入所措置等子ども数」の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

d. 一時保護子ども数（一時保護所・委託一時保護）の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する事業の量等のデータ

g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（子ども数）の過去〇年間の状況及び伸び率

h. 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

＜参考2：諸外国の状況に関する調査研究＞

代替養育を受けている子どもの数の国際比較

国名	児童人口	保護児童数	児童人口1万人当りの保護児童数
フランス	13,426,557	137,085	102
ドイツ	14,828,835	110,206	74
イギリス	13,242,960	74,817	56
スペイン	7,550,000	38,418	51
デンマーク	1,198,872	12,571	104
ノルウェー	1,174,489	8,037	68
スウェーデン	1,910,967	12,161	63
ニュージーランド	1,005,648	4,962	49
オーストラリア	4,835,714	23,695	49
カナダ	7,090,000	76,000	109
アメリカ	74,000,000	489,003	66
日本	23,046,000	38,203	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care", UEA, Norwich, P14

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

①フォースタリング業務の包括的な実施体制の構築

- 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォースタリング業務）実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォースタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。その際、以下の点に留意すること。
 - i フォースタリング業務の包括的な実施体制を構築する際には、「フォースタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照すること。
 - ii 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォースタリング業務の包括的な実施機関やその配置を検討すること。民間機関への委託の可否を検討するに当たっては、包括的にフォースタリング業務を担うことのできる民間機関を育成するという視点をもって、将来の委託可能性も含め、検討すること。
 - iii 民間機関にフォースタリング業務を委託する場合には、一部の業務のみを委託することも可能であるが、一貫した体制の下に継続的な支援が提供できるよう、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。また、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられること。

iv 民間フォースタリング機関へ委託する場合であっても、フォースタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負うものであること。また、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 2024年度時点（6年後）及び2029年度時点（11年後）における里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。

（計画策定に当たっての留意点）

i (4) のiiiの（イ）による里親等委託が必要な子ども数から、現状の里親等委託子ども数を差し引いた上で、新たに確保が必要な里親数等を算出する。その上で、これを確保するための包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組等を着実に進め、計画的に里親の確保及び育成を進めること。こうした取組や平成28年改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託の推進を勘案して、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点（6年後）及び2029年度時点（11年後）における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。その際、年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に目標を設定すること。

ii なお、乳幼児、特に3歳未満の里親委託を優先することに留意すること。

iii 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

iv 里親の開拓においては、子どもが生活している地域で里親委託を受けることができるなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。

- v 保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、各年度とも、代替養育を必要とする子ど�数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること。
- vi ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限ること。
- vii なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施や、モデル的な取組を検証し、その成果を横展開していくこととしている。また、都道府県においてフォースターリング機関事業を構築・強化するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。

(評価のための指標例)

- ・ 乳幼児里親委託率
- ・ 里親養育の不調数
- ・ フォースターリング機関実施数
- ・ フォースターリング機関実績（開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援）
- ・ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数（里親種別ごと）
- ・ ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託子ども数

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。
- ii 平成28年改正児童福祉法により特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。
- iii 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチ

ング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。なお、現在、民法改正が検討されており、特別養子縁組の年齢制限等が変更になる可能性があることに留意すること。

iv なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関する制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(評価のための指標例)

- ・ 児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数
- ・ 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携状況

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i (4) で算出した「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4) のiii の（イ）における算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ii i で算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。
- iii 平成28年改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」ことを明確にしたことを踏まえて、見込むこと。
- iv 子どものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、家庭復帰や里親委託等へとつなげられるよう取り組むこと。なお、国においては、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 都道府県においては、施設で養育が必要な子どもの見込み数や、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ii その際、都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性と計画性を精査する。
- iii 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- iv こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- v なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う
 といった工夫を行うこと。
- vi 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- vii 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合に

は、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

viii 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。

ix その際、各都道府県における代替養育を必要とする子ども数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な子ども数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。

x なお、厚生労働省においても、こうした各施設における取組に対する財政支援に最大限努力するとともに、取組状況の確認・向上につなげるため、今後、第三者を含む評価の在り方を検討する。また、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討に資するための「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の逐次の改正や、小規模かつ地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。

xi 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケニアーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。

xii また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

（評価のための指標例）

- ・ 施設での養育が必要な子ども数（（4）のiiiの（イ）による里親等委託が必要な子ども数から推計）
- ・ 施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数
- ・ 専門職の即時対応等のケニアーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設（児童心理治療施設、児童自立支援施設を含む。）の入所子ども数
- ・ 児童家庭支援センター設置率
- ・ 多機能化した母子生活支援施設数（モデル事業としての産前・産後母子支援事業や、ショートステイ・トワイライトステイ等）
- ・ 施設の入所期間別の子ども数

（8）一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。以下同じ。）や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。
- ii 一時保護の環境及び体制整備については、「一時保護ガイドライン」にあるように、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。
- iii 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、一時保護を行う場は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは「できる限り良好な家庭的環境」にあって、個別性が尊重されるべきものであること。
- iv 一時保護の見直しを検討する際には、「一時保護ガイドライン」においても示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。具体的には、
 - ・ 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。
 - ・ 一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。
 - ・ 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討すること。

- ・可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。

などに留意すること。

- ▽ 国において、一時保護の状況について、都道府県等に対し調査し、把握する。

(評価のための指標例)

- ・一時保護所での一時保護子ども数
- ・委託一時保護子ども数
- ・里親
- ・一時保護専用施設
　うち敷地外のものの数
- ・その他の施設
- ・研修を受けている職員数
- ・平均一時保護日数

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定期、実施メニュー）を策定すること。
- ・また、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組についても、実施に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- ・代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務である。そうしたことでも踏まえて早期の実施に努めること。

(評価のための指標例)

- ・社会的養護自立支援事業の実施率
- ・代替養育経験者等のフォローアップの状況
- ・自立援助ホームの実施か所数、入居者数

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることから、できるだけ設置を促す。
- ・中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。
- ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方（都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法）、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。
- iii 国においては、平成28年改正児童福祉法附則第3条の規定に基づき、設置に向けた支援など必要な措置を講じる。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- ・ 平成28年改正児童福祉法及び児童相談所強化プランに沿った都道府県等（児童相談所）の職員（※1）の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。
※1 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、医師又は保健師、弁護士（準ずる措置（※2）を含む。）
※2 「準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等弁護士資格を有しない者の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）

(評価のための指標例)

- ・ 中核市の児童相談所設置率
- ・ 特別区の児童相談所設置率
- ・ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）及び児童心理司数
- ・ 弁護士数（うち常勤数）
- ・ 医師及び保健師数

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
① フォースタッキング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討

- ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等
について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、『「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について』（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示ししたように、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
 - ・ 全面的な見直し後の計画期間は 2029 年度を終期とし、2020 年度から 2024 年度、2025 年度から 2029 年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020 年度から 2024 年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。
 - ・ 障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意すること。
 - ・ 指定都市や児童相談所を設置している（設置予定を含む。）市区が所在する都道府県においては、都道府県と市区が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。（指定都市や児童相談所設置市区が、単独で計画を策定する場合においても同様とする。）

東京都社会的養護施策推進計画(概要)

第1章 計画の策定にあたって

[計画策定の趣旨]

- 社会的養護をめぐる状況の変化や国の動向等を踏まえ、子供の一時保護から、養育家庭や施設等による養育、心身の回復、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れて、社会的養護施策の充実・強化を図るために、「東京都社会的養護施策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

[計画の位置づけ]

- 本計画は、平成24年11月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら、都における社会的養護に係る施策の推進を図ることを目的として策定する。

[計画期間]

- 平成27年度から平成41年度までの15年間(3期に区分)。5年ごとの期末に見直しを行う。

[基本的な考え方]

- 社会的養護を必要とする子供が健やかに育ち、社会で自立していくよう、本計画を策定し、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進していく。

[理念・施策の方向性・目指すべき姿]

○ 理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

○ 施策の方向性

(家庭的養護の推進)

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していく。本体施設についても、養育単位の小規模化を進めていく。

(専門的ケアの充実)

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細やかなケアや養育を行う。

(自立支援の充実)

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り拓いていくように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していく。

(家族再統合)

児童相談所と施設等が連携し、早期の家庭復帰に向け、家庭環境の調整等を行うとともに、家庭復帰後に安心して地域生活が送れるよう、継続的に支援していく。また、家庭復帰に至らない場合でも、親子関係についての子供自身の心の整理に向けた支援や、現実に即した親子交流を進めるなど親子関係の再調整への支援を行っていく。

(人材の確保・育成)

施設等において、子供たちの養育を担う職員の質の向上を図るため、育成計画の策定や経験・職責に応じた研修の実施などに取り組む施設等を支援していく。

養育家庭やファミリーホームについても、養育力の向上を図るため、関係機関等とも連携しながら研修等を充実していく。

○ 目指すべき姿

平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進していく。

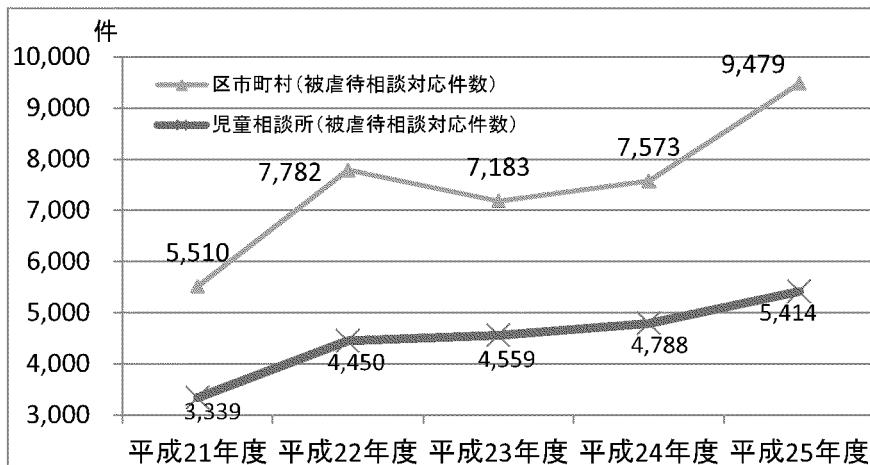
全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化していく。

第2章 東京都の状況(社会的養護を取り巻く状況)

○ 児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況

・ 被虐待相談対応状況（児童相談所・区市町村）

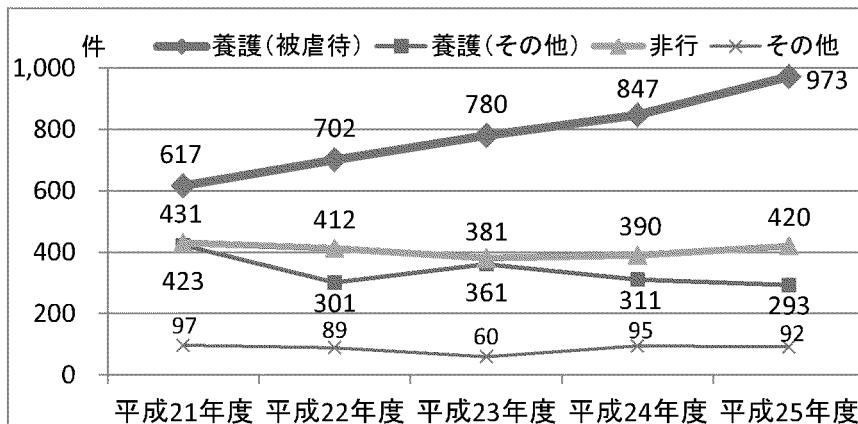
児童相談所の被虐待相談対応件数は一貫して増加している。区市町村の被虐待相談対応件数も増加傾向にある。



資料：福祉保健局

・一時保護所新規入所状況

養護（被虐待）は、被虐待相談対応件数の増に伴い、一貫して増加している。



資料：福祉保健局

○ 都における社会的養護の状況

都における社会的養護の施設等種別及び定員は、以下のとおり。

施設等種別	か所数	定員
養育家庭等 (※1)	一	653家庭
ファミリーホーム (※2)	14ホーム	84名
乳児院	10施設	483名
児童養護施設	63施設	3,213名
本体施設	63施設	2,423名
グループホーム	131ホーム	790名

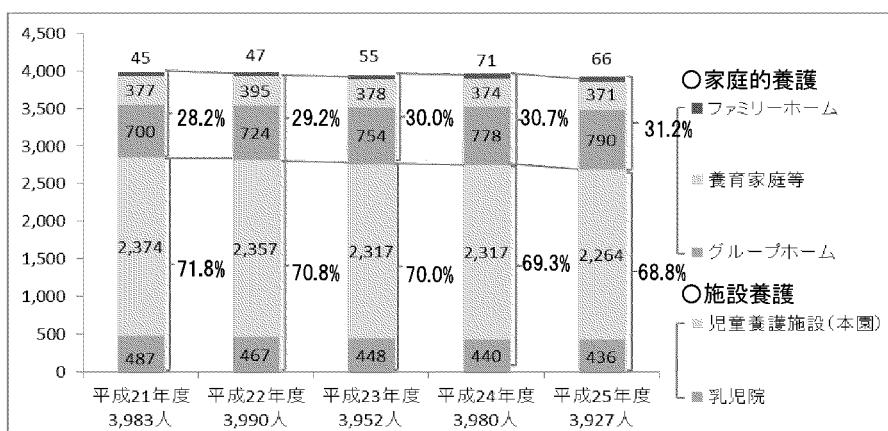
※ 平成26年3月1日現在。養育家庭等は平成26年3月31日現在 資料：福祉保健局

※1 養育家庭等の家庭数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録家庭数の合計

※2 ファミリーホームには、養育家庭移行型と法人型がある。

○ 社会的養護の下で育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置（委託）人員は3,900人台で推移。内訳をみると、グループホームの児童数は増加し、養育家庭等への委託児童の割合は横ばいとなっている。



※ 児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在

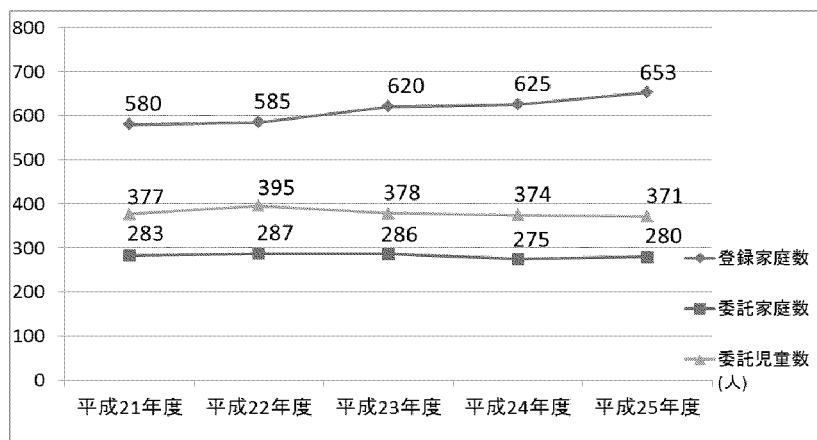
資料：福祉保健局

養育家庭等・ファミリーホームは各年度末現在

※ 養育家庭等の人員数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託人員の合計

○ 養育家庭等の状況

登録家庭数は増加傾向だが、伸びは緩やかになっている。委託家庭数及び委託児童数は、ほぼ横ばいとなっている。



※ 各年度末現在

資料：福祉保健局

※ 養育家庭等は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親

○ ファミリーホームの状況

ファミリーホームは、平成25年度末現在、都内に14ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが12ホーム、法人型ファミリーホームが2ホームとなっている。

[ファミリーホーム設置数の推移] (各年度末)

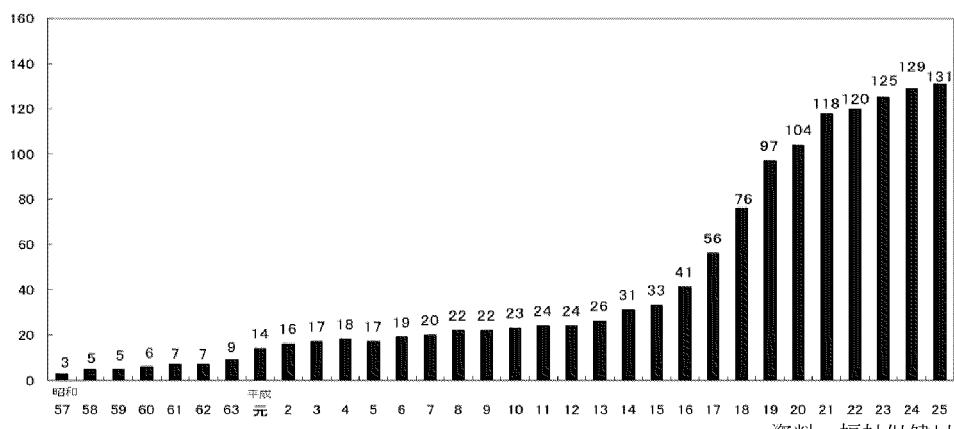
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
養育家庭移行型ファミリーホーム	9	10	12	12	12
法人型ファミリーホーム	0	0	1	2	2
合計	9	10	13	14	14

資料：福祉保健局

○ グループホームの状況

制度開始以降、緩やかに増加していたが、家庭的養護を進める都の取組とともに、「児童養護施設等のケア形態の小規模化について」(平成17年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)が発出されたこともあり、平成17年度から大幅に増加した。

[グループホーム設置数の推移] (各年度末)



資料：福祉保健局

○ 今後の社会的養護の推計

社会的養護需要量を、過去5年の「児童人口」「養護相談件数」「新規措置件数」等を基に推計。

結果、養護需要数は、平成25年度実績の3,927人から平成41年度には3,747人(△180人4.6%の減)となる。

確保すべき供給量は、需要量に対して約104%(入所率約96%)の定員規模で算定し、平成41年度で3,900人と推計。

[社会的養護需要量・供給量推計]

	平成25年度 (平成26年3月実績)	平成31年度	平成36年度	平成41年度
需要量	3,927人	4,074人	3,964人	3,747人
供給量	4,130人	4,240人	4,123人	3,900人

第3章 東京都における具体的な施策展開

1 一時保護

[現状と課題]

- 都は、これまで、一時保護所の定員を平成17年度の128名から平成26年度までに64名増員し192名にまで拡大してきたが、一時保護需要はなお増加している。
- 一時保護が必要な子供を適切に保護できるよう、必要量を確保していくことが求められる。

[今後の取組]

- 平成27年度に一時保護所の定員を増員する。また、一時保護需要のさらなる増加にも対応できるよう、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整える。

2 家庭的養護

(1) 養育家庭等

- ① 養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大

[現状と課題]

- 養育家庭の登録家庭数は増加傾向にあるが、伸びは緩やかになっており、様々な取組を通じて都民の理解促進を図り、養育家庭の登録へつなげていくことが必要である。
- フレンドホームや児童福祉施設の従事経験者など、社会的養護に関する理解や経験が豊富な人々を、養育家庭登録につなげていくことも必要である。

[今後の取組]

- SNSなど新たな手法も活用し、広く都民に制度を理解してもらう方策を検討する。併せて、区市町村の固有の広報媒体などを通して、普及啓発を図る。
- 社会全体での養育家庭への理解を高めるため、一層の普及啓発を図るよう、国に求め

ていく。

- 養育家庭体験発表会を全ての区市町村で実施できるよう働きかける。また、多くの方に参加いただけるよう、区市町村や民間団体と協力して体験発表と併せて子育て講座等も実施するなど内容の充実を図る。
- 子育て支援や児童虐待防止など、子供の養育や福祉に関心を有する方に向かって広報活動を検討する。
- 児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員と連携し、PTA等の会合や地域イベントなどを活用した、地域に密着した広報活動を進める。
- フрендホームや児童福祉施設の職員など、社会的養護下の子供と関わった経験を有する都民が、養育家庭として円滑に登録される方策を検討する。

② 養育家庭等への委託促進

[現状と課題]

- 施設に入所している子供を養育家庭等へ措置変更するためには、親権者の承諾が必要である。特に乳幼児の場合など、親権者が「子供に会えなくなる」という印象を持ってしまい、承諾を得ることが難しいケースもあるため、委託に向けて丁寧な対応が必要となる。
- 養育家庭等への委託は、児童相談所のほか乳児院・児童養護施設や里親支援機関などが関わりながら、子供の紹介、引き合わせ、交流を経た後に行われる。その間、子供に対して継続的に丁寧な支援を行うことが必要となる。委託をより一層促進するためには、中心的な役割を果たす児童福祉司の対応力向上に加え、児童相談所と施設や里親支援機関等の関係機関との緊密な連携が必要である。
- 交流開始から委託に至るまでの期間については、特にきめ細かな支援が必要なことから、通常、数か月から半年程度の期間を要する。その間の交通費等委託前にかかる経費は国の委託経費の対象外となっており、支援の充実が必要である。
- 「親族里親」など親族による養育は、ケースによっては、養育家庭への委託よりも実親の理解が得られやすく、委託中も実親との連絡等がとりやすいなどのメリットがある。
- 虐待等により心に深い傷を持つ子供や、様々な障害や発達上の課題をもつ子供が増えており、こうした子供たちに対応できるスキルを有する「専門養育家庭」の育成・確保が必要である。
- 養子縁組が必要と判断した場合には、養子縁組里親の中から適切な家庭を選定し、定期的な交流を経た後に、委託を実施している。
- 養子縁組に関しては、民間事業者が、社会福祉法に基づき養子縁組あっせん事業を行っている。現在、国において、事業者の相談支援体制を含め、養子縁組のあり方について調査研究がされている。

[今後の取組]

- 委託促進に向け、中心的な役割を果たす児童相談所の体制整備を図っていく。
- 児童相談所と乳児院・養育家庭等が連携し、社会的養護は家族再統合を支援するもの

であることを前提に、親権者の理解を深めながら、委託につなげができる方策を検討していく。

- 児童相談所や施設の職員を対象とした研修を充実し、委託促進に向けたケースワーク力の向上を図る。
- 養育家庭への委託のさらなる促進に向けて、里親支援機関などそれぞれの団体の特性に着目しながら、民間団体のより一層の活用を検討する。
- 養育家庭の委託前からの活動を支援するため、養育家庭と施設入所児童の交流に要する経費などについても支援するよう、国に求めていく。
- 都は、子供の福祉の観点から親族による養育の必要性を判断し、親族里親等の活用を検討する。
- 虐待や障害等に対する養育家庭の専門性を高める取組を行い、専門養育家庭の確保に努める。
- 養子縁組については、子供の福祉を第一に考え、国の方針も確認しながら、今後の対応について検討していく。

③ 養育家庭等への支援の充実

[現状と課題]

- 児童相談所では、養育家庭担当の児童福祉司と養育家庭専門員等が中心となって、家庭訪問などを行うほか、子供家庭支援センター等地域の関係機関とも連携しながら、養育家庭等を支援している。
- 養育家庭における子育てを支えるには、身近な区市町村で提供されている子育て支援サービス、母子保健サービスを積極的に活用することも重要である。
- また、養育家庭等が互いに子育ての悩みなどを話し合う里親サロンも実施している。虐待等により、個別的・専門的支援の必要な子供が増えている現在、こうした養育家庭等の相互交流はますます重要となっている。
- 平成 20 年度からは、児童相談所の業務を補完するため、養育家庭等の支援に実績をもつ民間団体による「里親支援機関事業」の試行を開始した。平成 24 年度には全ての児童相談所の区域に拡大した。
- また、平成 24 年度には乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、専門性と地域性を活かした養育家庭等への支援を行う取組も開始した。
- 乳児院・児童養護施設と同様、養育家庭等で生活している子供の中にも、実親との交流を継続している子供たちがいる。実親との交流は、子供の心理的な動搖を含めて、養育家庭等には負担となることもあり、児童相談所等関係機関が実親との交流を支えていくことも必要である。

[今後の取組]

- 児童相談所を中心に区市町村や施設、民間団体など関係機関が協力して、養育家庭等と子供のニーズに合わせた支援を進める。
- 区市町村、保育所、学校など関係機関や要保護児童対策地域協議会が一体となって養

育家庭を支援できるよう、共通認識の形成に一層努める。また、区市町村と連携し、地域の子育て支援サービスの活用を進める。

- 里親サロンなど、養育家庭同士が交流し、支え合う取組を支援する。
- 養育家庭の安心を確保するため、養育家庭等の数や地域の実情に応じ、里親支援機関の人員配置や相談支援業務等の充実・強化が図れるよう、国に働きかけていく。
- 引き続き、施設の里親支援専門相談員により、施設機能や地域とのネットワークを生かした委託児童の自立支援、養子縁組成立後の家庭の支援などに取り組んでいく。また、レスパイトへの協力を含め、施設を活用した養育家庭へのさらなる支援について検討を進める。
- 委託児童の実親との交流を安定して継続するため、児童相談所と関係機関の協力により、交流を支援する方策を検討する。

(2) ファミリーホーム

[現状と課題]

- 平成27年3月現在、養育家庭移行型ファミリーホームは13ホーム、法人型ファミリーホームは3ホームとなっている。
- 東京都の養育家庭の状況をみると、子供を受託している家庭のうち一人だけを養育している家庭が75%となっており、現段階で、複数の子供を養育するファミリーホームに移行可能な家庭は少ない状況にある。
- 法人型ファミリーホームの主たる養育者はホームを住居としており、長期的な養育者となるとともに、高齢や疾病等になった場合でも、養育者の交代が可能であるため、子供を継続して養育することが出来るなどのメリットがある。
- 法人型ファミリーホームの整備を進めるためには安定的な運営が出来るよう支援の充実が求められている。

[今後の取組]

- ファミリーホームへの移行を目指す養育家庭を引き続き支援するとともに、養育家庭移行型ファミリーホームのニーズに合わせた支援を進める。
- 法人型ファミリーホームの設置を促進するため、常勤職員の増配置経費等について都独自の支援を行うとともに、法人への働きかけを積極的に行う。
- 法人型ファミリーホームの職員配置経費や運営費を充実するよう、国に対して引き続き求めていく。

(3) グループホーム

[現状と課題]

- 国制度のグループホームは、児童養護施設1施設に対する設置数に制限があり、家庭的養護をさらに進めていく上で制約となっている。
- また、グループホームで働く職員は、子どもとの深い関わりにやりがいを感じる一方、生活全般の支援や地域対応など一人で多様な役割を担わなければならないため、疲弊感

や孤独感を抱えていることが多いなどの課題もある。

- グループホームの設置場所には特に制限はないが、通常は、本体施設から援助が得られる範囲に設置されている。島嶼を除く都内 53 区市町村のうち約半数の 26 区市には児童養護施設が存在しないため、結果としてグループホームも設置されていない。
- 施設不在地域をはじめとして、支援が必要な子供たちを地域で家庭的な環境の下で養育できるよう、グループホームを支援する拠点の整備が必要である。

[今後の取組]

- すべての児童養護施設にグループホームを設置するよう働きかけていく。
- 国制度のグループホームの設置数について、要件を緩和するよう引き続き国に求める。
- 施設不在地域におけるグループホームの設置を進めるため、後方支援員を配置したサテライト型児童養護施設（事務所）の整備を支援し、グループホーム等職員に対する支援の充実・強化を図る。
- グループホームの設置を更に進めるためには、グループホームで働く職員の確保・定着が重要であり、必要な取組を検討していく。

3 施設養護の機能強化

(1) 施設の小規模化

[現状と課題]

- 平成 23 年に「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、施設の養育単位の小規模化や施設機能の地域分散化（里親、ファミリーホームの推進）による家庭的養護の推進や専門的ケア機能の充実を図るために、職員配置基準の引上げを行うこととされた。児童養護施設及び乳児院ともに、平成 24 年度にファミリーソーシャルワーカー及び個別対応職員が必置となり、平成 25 年度には職員配置基準が引き上げられた。
- 各施設が進めている小規模化に向けた取組が円滑に進むよう支援する必要がある。
- 乳児院では、病児や障害児が多く、緊急対応が必要となる場合もあるため、医療や療育上の専門的なケアを行える体制を確保する必要がある。
- 施設の小規模化や専門性の確保に対応するため、必要な人材の確保・定着を図ることも不可欠である。

[今後の取組]

- 児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化を進めるため、施設改築等にあたっては、引き続き、小規模グループケアに対応する整備を基本に支援していく。
- 乳児院についても、本体施設の小規模グループケア化を進めていく。
- 病院付属の乳児院や乳児を多く受け入れることのできる比較的大きい乳児院においては、緊急時の一時保護など、医療や療育上のケアを行える人的資源を活かした支援を行う。
- 法人や施設の人材確保・定着状況等も踏まえ、職員の適切な配置・育成ができるよう支援していく。

(2) 専門的ケアの充実

[現状と課題]

- 都は、治療的・専門的ケアが必要な子供への適切な支援を行うため、児童養護施設に精神科医師や治療担当職員を配置する事業を平成19年度から本格実施している。
- 平成21年度からは、医師、治療担当職員の配置に加え、本体施設においてユニット型で運営する施設に対して、個別ケアを行う職員配置に対する加算を独自に設けた。
- 乳児院については、障害や疾病により常時医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児が適切な養育を受けられるよう、平成24年度から看護師の増配置を支援する取組を開始した。
- また、乳児院においても、心身の機能回復が図れるよう、児童養護施設での取組も踏まえ、専門的ケアの体制整備が求められる。
- 都立児童養護施設は、虐待に起因する愛着障害により様々な問題行動を起こす等、特別な支援を必要とする児童を積極的に受け入れ、都の社会的養護におけるセーフティネットとしての役割を果たすことが必要である。

[今後の取組]

- 今後、全ての民間児童養護施設（都外一部委託施設を除く）で、専門機能強化型の体制整備を行う。
- 乳児院に、非常勤の小児精神科医師及び治療指導職員等を配置する「専門養育機能強化型乳児院制度」を平成27年度から試行的に実施する。
- 都立児童養護施設は、社会的養護におけるセーフティネットとして、引き続き、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れていく。
平成27年度からは、重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童などに対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行するなど、先駆的な取組を行う。

4 家族再統合

[現状と課題]

- 都は、児童相談所が中心となって、施設等と連携しながら家庭復帰のための支援を行っており、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、家庭復帰支援員を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきた。
- 児童相談所では、入所児童に対し、保護者や児童の心理状況などを確認しつつ、面会や、自宅への一時帰宅、長期帰宅と段階を追った親子の交流に取り組んでいる。
- また、児童相談センターでは、子供と親双方を対象として心理療法などを用いた専門的なプログラムを実施し、家族再統合を支援している。
- 乳児院や児童養護施設では、家庭支援専門相談員を配置し、子供の家庭への早期復帰に向けた保護者等に対する相談援助、退所後の児童に対する継続的な相談援助、里親委託等のための相談援助等を行っている。
- 施設等に入所した子供が家庭復帰する際には、児童相談所と区市町村が連携し、親子それぞれのニーズにきめ細かく対応しながら、一体となった生活支援を行うことが必要

である。

- 母子生活支援施設は、虐待により支援を要する母子や虐待リスクを抱える母子に対して、親子分離せずに生活に根付いた直接的な支援ができる機能を有しているため、家庭復帰に向けた支援を行う際に、区市町村での更なる活用が期待される。
- 児童相談所においては、乳児院、児童養護施設との連携を一層強化するとともに、母子生活支援施設の活用なども含め、家庭復帰の取組をさらに推進していく必要がある。

[今後の取組]

- 児童の家庭復帰に向けた支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図る。
- 児童相談センターにおいて実施している家族再統合に向けた支援プログラムの活用をより一層進めていく。
- 児童養護施設に配置されている家庭支援専門相談員を中心として、親子宿泊や退所後の継続的な支援など、施設における家族再統合・家庭復帰に向けた取組を強化する。
- 母子生活支援施設を一時的に利用して母子緊急一時保護事業や母子一体型ショートケアといったサービスを行う区市町村を支援する。
- 児童養護施設等に入所した子供の家庭復帰を進めるにあたり、母子関係の調整や家族再統合を目指しながら生活できる母子生活支援施設の活用を進める。

5 自立支援

[現状と課題]

- 平成 24 年度に、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任で行うほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体等との連携などを行う「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置する取組を開始し、現在 52 施設に配置されている。
- 平成 25 年度には自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を試行的に配置する取組も開始し、現在 6 ホームに配置されている。
- 施設を退所した後に就業した児童の約 7 割が 3 年以内に離職しているという状況を踏まえると、施設における自立支援の取組のさらなる強化や、養育家庭等から自立する子供への支援が必要である。
- また、社会的養護の下にある児童には、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった者も多く、入所中の学習支援も充実させる必要がある。
- 子供の自立に際しては、養育家庭にとっても初めての手続が多くあり、養育家庭に対する支援の充実も必要である。

[今後の取組]

- 全ての児童養護施設（都外一部委託施設を除く。）への自立支援コーディネーターの配置を目指す。また、都内 6 か所でモデル実施しているジョブ・トレーニング事業の効果検証を踏まえて、今後の在り方を検討する。
- 施設に入所している中学生に実施している通塾等、学校外での学習機会に対する支援を、小学生、高校生にも拡大する。

- 児童養護施設は、社会的養護の中で育った多くの子供を自立させたノウハウを有しているため、養育家庭と連携しながら、養育家庭の委託児童に対し、自立に向けて必要な知識を提供し、養育家庭からの巣立ちを支援する取組を進めていく。

6 人材の確保・資質の向上

(1) 養育家庭等の資質の向上

[現状と課題]

- 虐待等により心に深い傷を負った子供は、養育者の経験や想像を超えた問題行動を起こすこともある。養育者が壁に突き当たり養育に自信を失うことがないよう、研修の充実が必要である。
- 養育家庭等として必要な知識の習得を目的とした必修研修のうち、認定前と登録更新時の必修研修については、家族全体で制度への理解を深めてもらうため、平成25年度から夫婦での受講を必須としている。
- このほか、専門的ケアを必要とする子供を養育する専門養育家庭を養成する研修、乳児の委託を希望する養育家庭等のための乳児委託研修、子供が抱えるそれぞれの課題に向き合う場合を想定した課題別研修などを行っている。

[今後の取組]

- 養育者が、社会的養護を担うという役割に相応しい資質の向上を図れるよう、研修を充実させていく。
- 必修研修は、支援の難しい子供の養育の仕方など、より実践的な内容にし、支援力の向上を図る。
- 専門養育家庭研修は、特に支援が必要な子供の養育家庭等委託を促進するために重要であり、引き続き研修の受講を促し、研修内容が子供への支援に活かされるようにしていく。
- 課題別研修については、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭等のスキルアップにつながるプログラムを設定するとともに、各養育者の状況を踏まえて受講すべき研修を指定・推奨するなど、研修受講を促す。
- 乳児委託研修は、研修後のフォローアップも含めて、充実策を検討する。
- 子供の最善の利益を尊重するよう、権利ノートも活用しながら、子供の権利について研修等で伝えていく。

(2) 施設職員の確保・育成

[現状と課題]

- 施設の担い手となる職員の確保とその専門性の向上のため、各施設においては、必要な職員育成体制を整備することが重要である。
- 今後、施設が子供一人ひとりにきめ細かなケアを行えるよう機能強化・小規模化を進めていくためには、人材育成への更なる支援が求められている。
- 職員の育成では、平成21～23年度に「児童養護施設等人材育成支援事業」を実施し、

研修プログラムを開発した。法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行えるよう、このプログラムも活用し、支援を強化していくことが必要である。

- また、施設においては、子供の権利が守られ安心して生活できるよう、職員による適切な養育が行われているか等を、常に確認し、必要な研修・指導を行うことが必要である。都では、施設等で生活をしていくに当たって、いじめやいいやなことから守られる権利が全ての児童にあることや、困った時の相談先などが記載された「子供の権利ノート」を平成12年度に作成し、これを活用して児童養護施設等に入所する子供の権利擁護に取り組んでいる。

[今後の取組]

- 施設で受け入れた実習生の就業を促進するため、実習生の個別指導を行う担当職員等の配置や、実習生の非常勤雇用などを行う施設の取組を支援するとともに、新卒者と施設のマッチング、人材育成、定着を一体的に行う「人材確保・定着支援事業」の活用を積極的に働きかけるなど、様々な人材確保策を講じる。
- 施設での研修が一層効果的に実施できるよう、研修プログラムの検証も行いながら、研修内容の充実や効果的な実施方法等について関係機関等と検討を行う。
- 児童養護施設等の職員が、権利ノートの内容を子供にわかりやすく説明し適切に対応できるよう、ポイントをまとめたハンドブックを活用した研修等による支援を行う。

(3) 児童相談所の体制整備と職員の資質向上

[現状と課題]

- これまで、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきた。
- 児童福祉司は、困難事例等の増加等により、対応力の向上が必要となっている。
- 子供の施設入所時や養育家庭等へ委託時に、児童福祉司は「権利ノート」を活用して子供の権利や困ったときの相談先などを子供に伝えることになっており、その活用方法に関する研修を実施している。

[今後の取組]

- 社会的養護の下に暮らす子供たちへの支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図る。
- 複雑困難な事例に対応できるよう、児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実を図る。
- また、養育家庭等への委託や家族再統合がより一層進むよう、児童相談所職員の育成に取り組む。

資料編

児童福祉法等関係法令の経緯、家庭的養護の比較、都における養育家庭支援体制、自立支援の体系図を掲載

東京都社会的養護施策推進計画

平成27年4月

東京都福祉保健局

第1章 計画の策定にあたって

P 1

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の基本的な考え方

5 計画の「理念」・「施策の方向性」・「目指すべき姿」

6 東京都の社会的養護の体系図

第2章 東京都の状況 (社会的養護を取り巻く状況)

P 8

1 人口等

- (1) 児童人口推計
- (2) 出生数の推移

2 社会的養護の状況

- (1) 児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況
 - ① 被虐待相談対応状況(児童相談所及び区市町村)
 - ② 一時保護所新規入所状況
- (2) 都における社会的養護の状況
- (3) 社会的養護の下で育つ児童数の推移
- (4) 養育家庭等の状況
- (5) ファミリーホームの状況
- (6) グループホームの状況
- (7) 乳児院の状況
 - ① 入所児童の状況
 - ② 家庭復帰の状況
 - ③ 小規模化の状況
- (8) 児童養護施設の状況
 - ① 入所児童の状況
 - ② 家庭復帰の状況

- ③ 小規模化の状況
 - ④ 専門機能強化型児童養護施設
- (9) 施設入所児童の進路状況等

3 今後の社会的養護の推計

第3章 東京都における具体的な施策展開

P19

1 一時保護

2 家庭的養護

- (1) 養育家庭等
 - ① 養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大
 - ② 養育家庭等への委託の促進
 - ③ 養育家庭等への支援の充実
- (2) ファミリーホーム
- (3) グループホーム

3 施設養護の機能強化

- (1) 施設の小規模化
- (2) 専門的ケアの充実

4 家族再統合

5 自立支援

6 人材の確保・資質の向上

- (1) 養育家庭等の資質の向上
- (2) 施設職員の確保・資質の向上
- (3) 児童相談所の体制整備と職員の資質向上

資料編

P44

- ・ 児童福祉法等関係法令の経緯
- ・ 家庭的養護の比較
- ・ 東京都における養育家庭支援体制
- ・ 自立支援の体系図

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 社会的養護とは、虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子供を公的責任において社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 現在、都内には、社会的養護を必要とする子供が約4,000人おり、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親に育てられない子供でしたが、近年は、被虐待児や何らかの障害を持ち個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められています。
- こうした中で、都は、平成17年4月に、「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（計画期間：平成17年度～平成21年度）、平成22年4月には、「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定し、養育家庭やグループホーム等での家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設の機能を強化するなど、社会的養護を必要とする子供への支援を強化してきました。
- 平成26年10月には、東京都児童福祉審議会から、「社会的養護の新たな展開に向けて」が提言され、子供の生活環境の整備や施設・養育者の質の向上、施設退所・養育家庭等の委託解除後の自立に向けた継続的な支援など、都が取り組むべき具体的な施策の方向性が示されました。
- 国においては、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、家庭的養護の推進や専門的ケアの充実など、社会的養護の基本的方向を明らかにするとともに、施設等種別ごとの課題と将来像や社会的養護の整備量の将来像が示されました。
- これを踏まえ、平成24年11月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が発出され、都道府県に対し、各施設に、それぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭的

養護を進める具体的方策を定めた「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請するとともに、社会的養護を、「家庭養護」（養育家庭等）、「家庭的養護」（グループホーム）、「施設養護」（本体施設）の3分類に分け、今後、15年間でそれぞれ1/3ずつにする「都道府県推進計画」を策定するよう技術的な助言がなされました。

- また、平成26年8月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「貧困大綱」という。）では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備とともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することとされています。
- 都は、社会的養護をめぐる状況の変化や国の動向等を踏まえ、子供の一時保護から、養育家庭や施設等による養育、心身の回復、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れて、社会的養護施策の充実・強化を図るため、「東京都社会的養護施策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、平成24年11月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら、都における社会的養護に係る施策の推進を図ることを目的として策定するものです。
- 「東京都長期ビジョン」をはじめ、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画との整合性を図っています。
- また、貧困大綱に示された社会的養護を必要とする子供への支援策を盛り込んでいます。

3 計画期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間（3期に区分）とします。なお、5年ごとの期末に見直しを行います。

4 計画の基本的な考え方

- 虐待等の理由により親と暮らすことができない子供が増加しており、また、社会的養護の下で生活する子供たちが抱える課題も、複雑化・深刻化しています。
- 本来、子供は、家庭的な環境の下で愛情に包まれながら健やかに養育されることが望ましく、社会的養護を必要とする子供についても同様です。
- 子供の将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないよう、「家庭的な環境での養育」はもとより、「専門的なケアの提供」「家庭復帰に向けた支援」「退所後の自立支援」などの、養育環境の整備と支援策の充実を図り、子供一人ひとりの状況に合わせた支援を行うことが必要です。
- 都は、社会的養護を必要とする子供が健やかに育ち、社会で自立していくよう、本計画を策定し、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進していきます。

5 計画の「理念」・「施策の方向性」・「目指すべき姿」

《理念》

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

- ・子供は生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。
- ・全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、心身ともに健やかに育ち、社会で自立して生活できるように養育環境を整備することが重要です。
- ・社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを視野に入れ、総合的に支援する体制を整備していきます。

《施策の方向性》

本計画の理念を実現するため、施策を推進するにあたっての方向性を定めます。

(家庭的養護の推進)

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

本体施設についても、養育単位の小規模化を進めています。

(専門的ケアの充実)

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行っていきます。

(自立支援の充実)

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り拓いていくように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

(家族再統合)

児童相談所と施設等が連携し、早期の家庭復帰に向け、家庭環境の調整等を行うとともに、家庭復帰後に安心して地域生活が送れるよう、継続的に支援していきます。また、家庭復帰に至らない場合でも、親子関係についての子供自身の心の整理に向けた支援や、現実に即した親子交流を進めるなど親子関係の再調整への支援を行っていきます。

(人材の確保・育成)

施設等において、子供たちの養育を担う職員の質の向上を図るため、育成計画の策定や経験・職責に応じた研修の実施などに取り組む施設等を支援していきます。

養育家庭等やファミリーホームについても、養育力の向上を図るため、関係機関等とも連携しながら研修等を充実していきます。

《目指すべき姿》

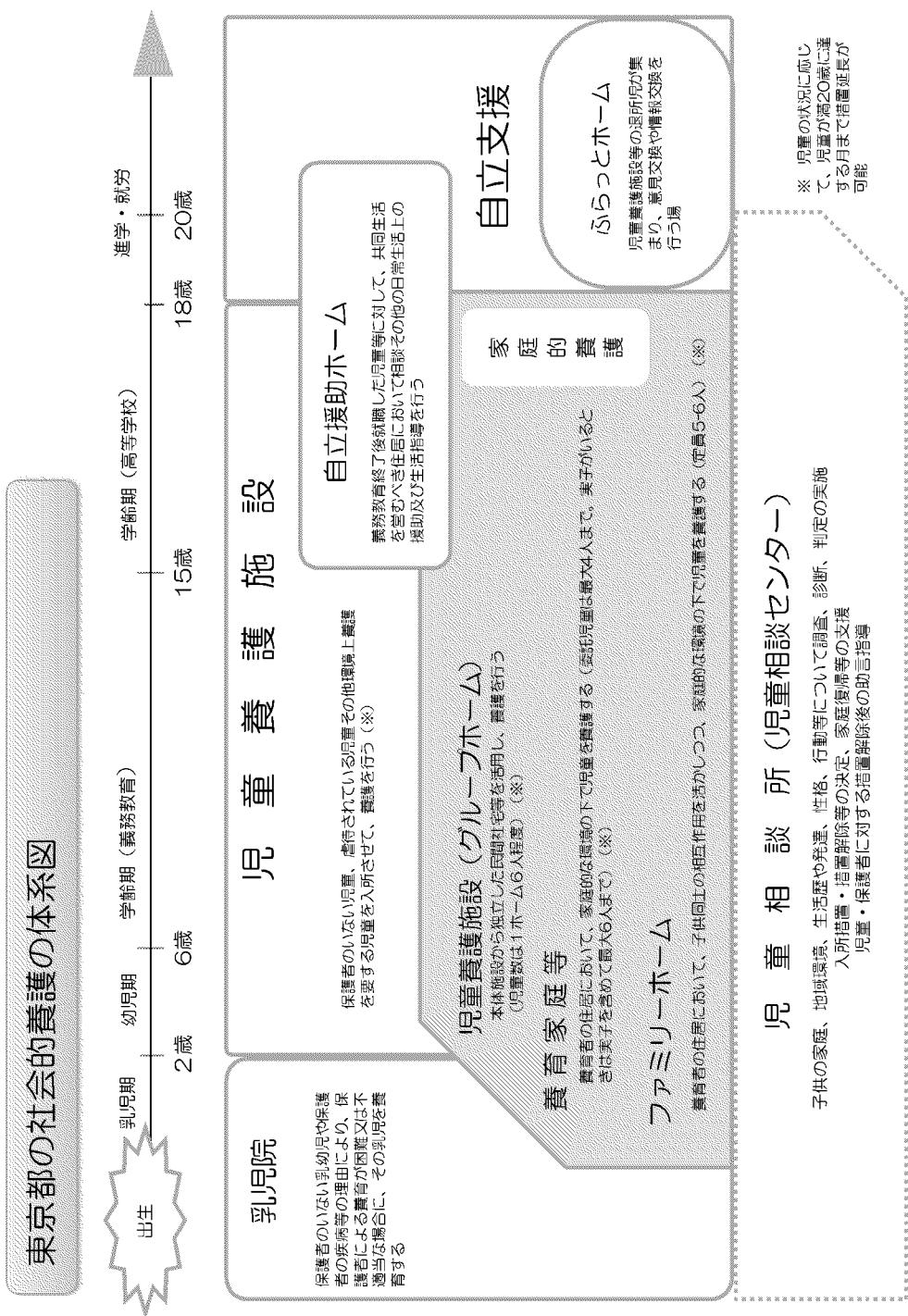
平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。

- ・ 国の「社会的養護の課題と将来像」では、今後十数年をかけて、社会的養護における「里親及びファミリーホーム」「グループホーム」「本体施設」の割合を、概ね3分の1ずつにしていくという考え方が示されています。
- ・ 都は、これまで、社会的養護の下にある子供が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、家庭的養護である養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進してきており、今後も、その割合を引き上げていくという基本的な方向性は国と同様です。
- ・ 子供が抱える課題は一人ひとり異なるため、本人や保護者等の状況に合わせ、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム、施設の中で、より適切な養育環境を提供していくことが必要です。
- ・ これらを踏まえ、都は、
 - ① 家庭的養護の割合について、概ね6割を目指し、
 - ② 施策の推進にあたっては、「家庭養護」と「家庭的養護」の区別を設けることなく、「家庭的養護」を総体として捉えて取り組んでいきます。

全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化します。

- ・ 社会的養護を必要とする子供たちは、愛着形成上の課題や心の傷を抱えていることが多いことから、都は、精神科医師や治療指導担当職員等を配置し、施設の専門性を強化する取組や、本体施設の小規模化等を推進し、子供一人ひとりにきめ細かなケアを行う取組を支援してきました。
- ・ 国も平成23年7月にまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、虐待等により心に深い傷を受け、情緒的な課題を抱えているなど支援の難しい子供が増加していることから、専門性の高いケアと施設運営の質の向上を図る必要があるとしています。
- ・ 課題を抱える全ての子供が、いつでも専門的・個別的ケアが受けられるよう、施設の体制確保が必要です。
- ・ こうしたことから、都は、
 - ① 虐待を受けた子供等に対するケアを充実させるため、専門的な知識や技術を有する職員によるケアや養育の実施を進めるなど、施設の機能を強化していきます。
 - ② 乳児院や児童養護施設において、専門的・個別的ケアが行えるよう、体制を確保するとともに、それに向けた施設の取組を支援していきます。

6 東京都の社会的養護の体系図



第2章 東京都の状況(社会的養護を取り巻く状況)

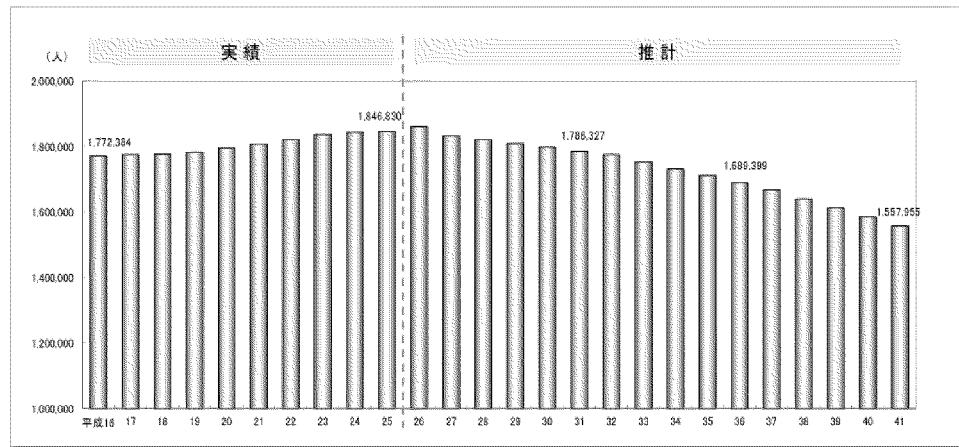
1 人口等

(1) 児童人口推計

東京都における18歳未満の児童人口は、平成25年で1,846,830人であり、平成41年には1,557,955人と15.5%減となると推計されます。

[東京都の児童人口の推計]

[図表1]



※ 25年までの人口（実数）は、「住民基本台帳による東京都の人口」に、外国人児童分（外国人登録人口に占める18歳未満の人口推計数）を足しあげ。

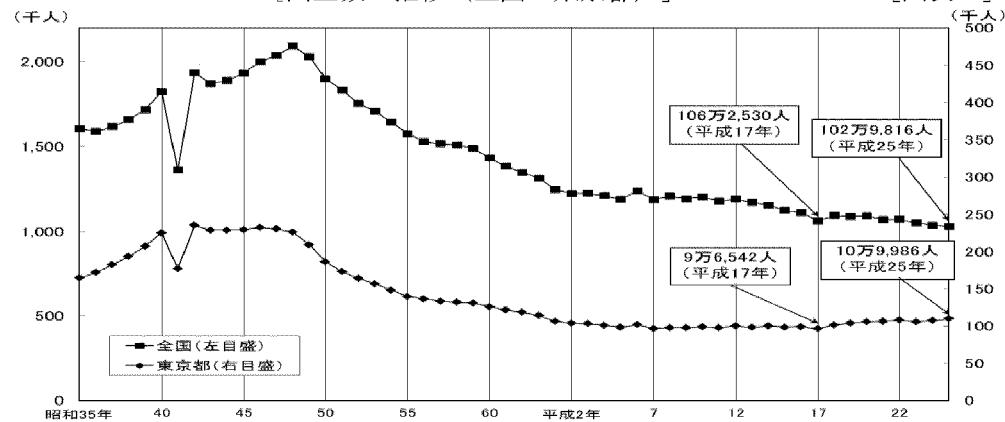
※ 26年以降の人口（推計）は、東京都総務局「東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測」の「統計表第9表 男女年齢（5歳階級）別人口」により日本人児童分を算出し、外国人児童分については、平成17～25年の平均伸び率により引き伸ばし。

(2) 出生数の推移

東京都における年間の出生数は、昭和40年代後半以降減少傾向が続いていましたが、平成17年を底に微増傾向が見られ、平成25年の出生数は10万9,986人となっていきます。

[出生数の推移（全国・東京都）]

[図表2]



資料：（全国） 厚生労働省「人口動態統計」
（東京都） 福祉保健局「人口動態統計」

2 社会的養護の状況

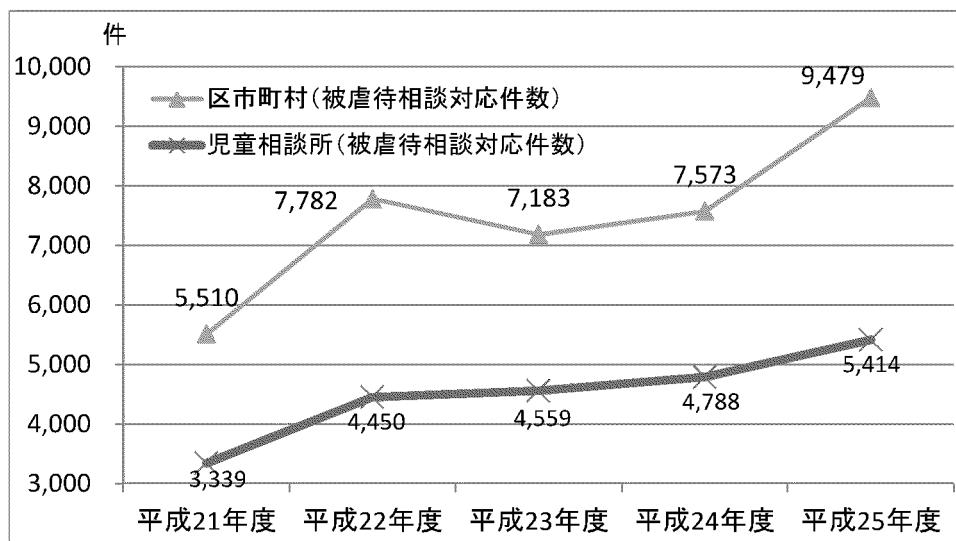
(1) 児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況

① 被虐待相談対応状況（児童相談所・区市町村）

児童相談所の被虐待相談対応件数は一貫して増加しています。区市町村の被虐待相談対応件数も増加傾向にあります。

[児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況]

[図表3]



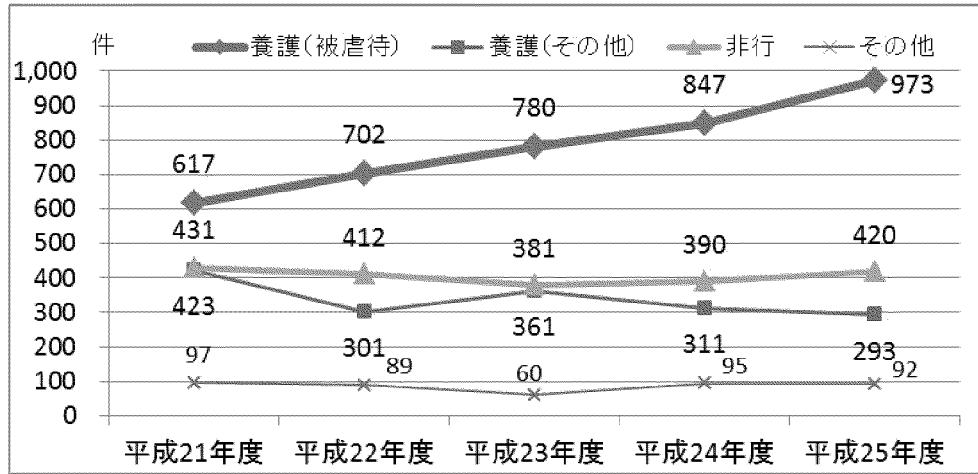
資料：福祉保健局

② 一時保護所新規入所状況

養護（被虐待）については、被虐待相談対応件数の増に伴い、一貫して増加しています。

[一時保護所新規入所状況]

[図表4]



資料：福祉保健局

(2) 都における社会的養護の状況

都における社会的養護の施設等種別及び定員は、以下のとおりです。

[図表5]

施設等種別	か所数	定員
養育家庭等 (※1)	一	653家庭
ファミリーホーム (※2)	14ホーム	84名
乳児院	10施設	483名
児童養護施設	63施設	3,213名
本体施設	63施設	2,423名
グループホーム	131ホーム	790名

※ 平成26年3月1日現在

資料：福祉保健局

※ 養育家庭等については平成26年3月31日現在

※1 養育家庭等の家庭数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録家庭数の合計

※2 ファミリーホームには、養育家庭移行型と法人型がある。

(3) 社会的養護の下で育つ児童数の推移

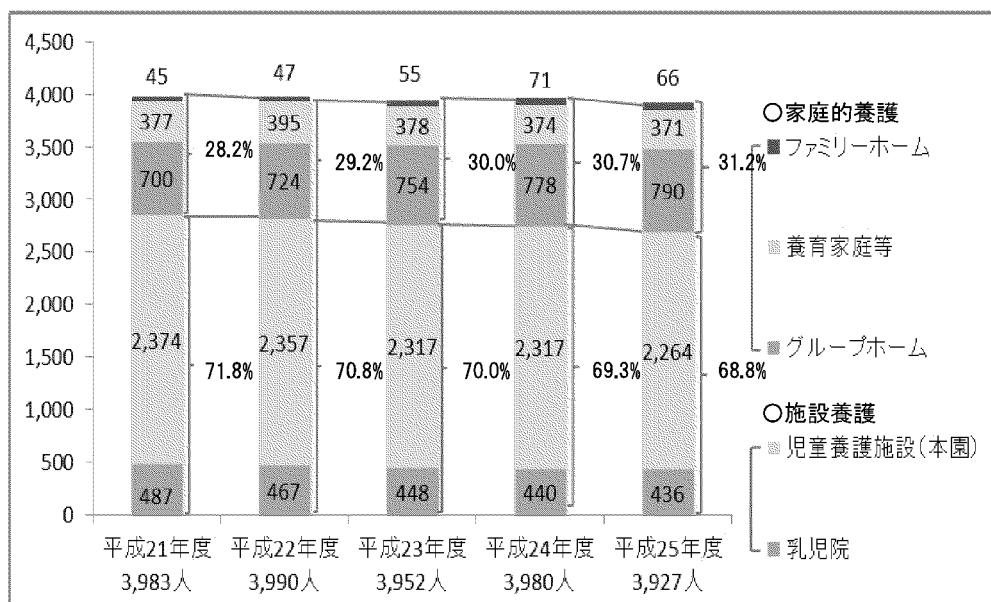
ここ数年、社会的養護の措置(委託)人員は3,900人台で推移しています。

内訳をみると、グループホームの児童数は増加しており、養育家庭等への委託児童の割合は横ばいとなっています。

児童養護施設、乳児院の入所率は、非常に高い割合で推移しています。

[社会的養護の措置人員の推移]

[図表6]



※ 児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在

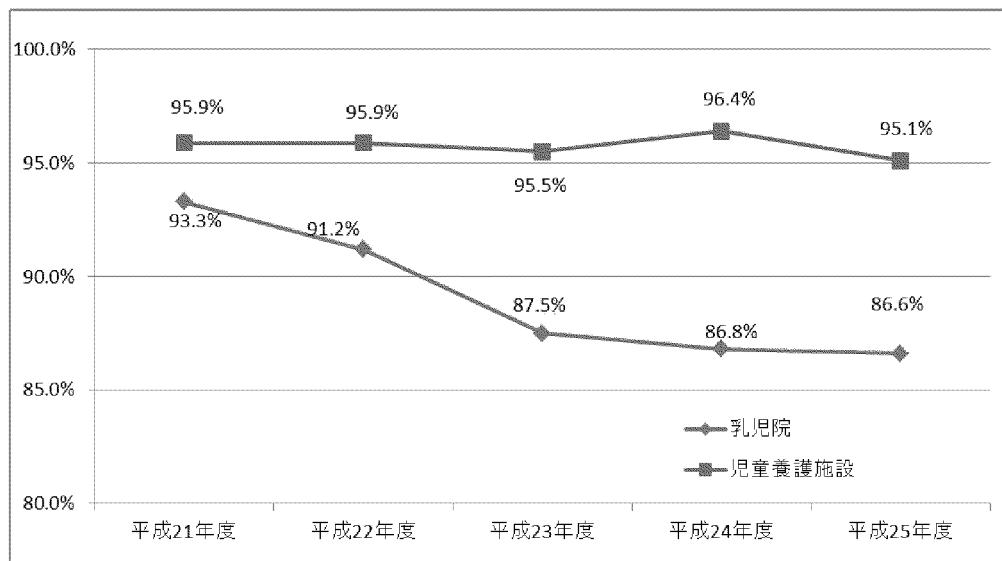
資料：福祉保健局

養育家庭等・ファミリーホームは各年度末現在

※ 養育家庭等の人員数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託人員の合計

[児童養護施設・乳児院の入所状況の推移]

[図表 7]



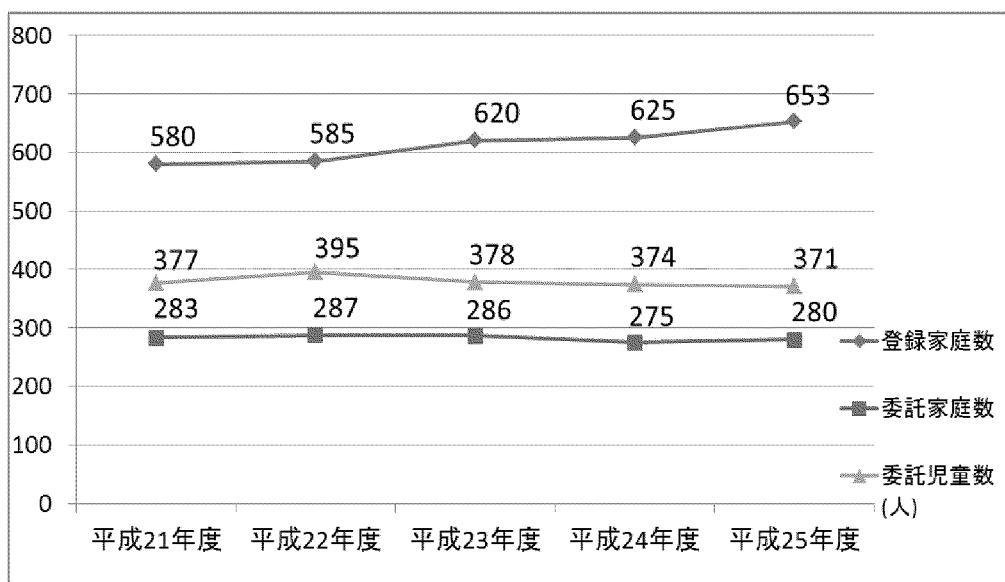
資料：福祉保健局

(4) 養育家庭等の状況

登録家庭数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。委託家庭及び委託児童数は、ほぼ横ばいとなっています。

[養育家庭等の登録家庭数等の推移]

[図表 8]



※ 各年度末現在

※ 養育家庭等は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親

資料：福祉保健局

(5) ファミリーホームの状況

ファミリーホームは、平成25年度末現在、都内に14ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが12ホーム、法人型ファミリーホームが2ホームとなっています。

[ファミリーホーム設置数の推移] (各年度末) [図表 9]

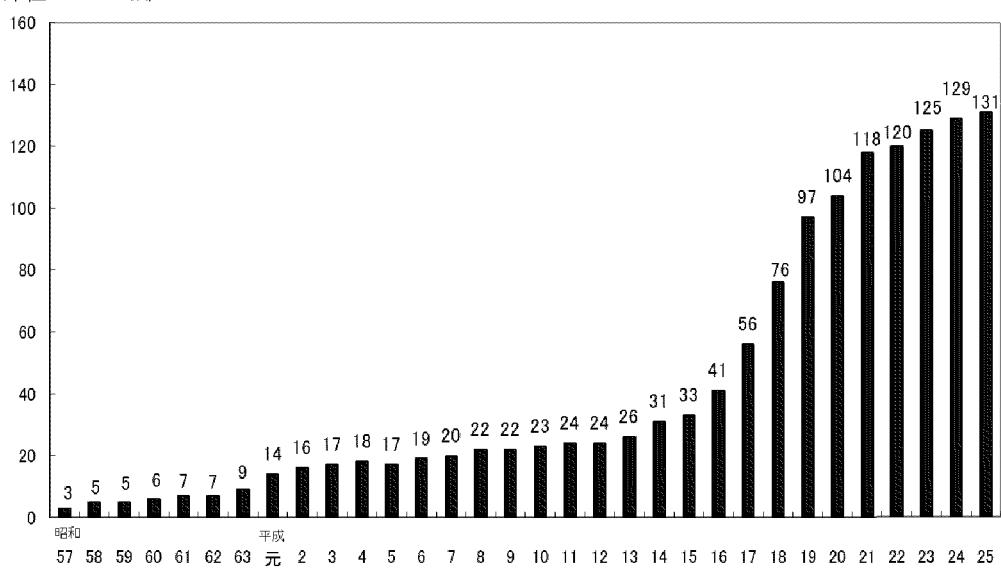
	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
養育家庭移行型ファミリーホーム	9	10	12	12	12
法人型ファミリーホーム	0	0	1	2	2
合計	9	10	13	14	14

資料：福祉保健局

(6) グループホームの状況

制度開始以降、グループホームは緩やかな増加傾向を示していましたが、家庭的養護を進める都の取組とともに、「児童養護施設等のケア形態の小規模化について」(平成17年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)が発出されたこともあり、平成17年度から大幅に増加しました。

(単位：ホーム数) [グループホーム設置数の推移] (各年度末) [図表 10]



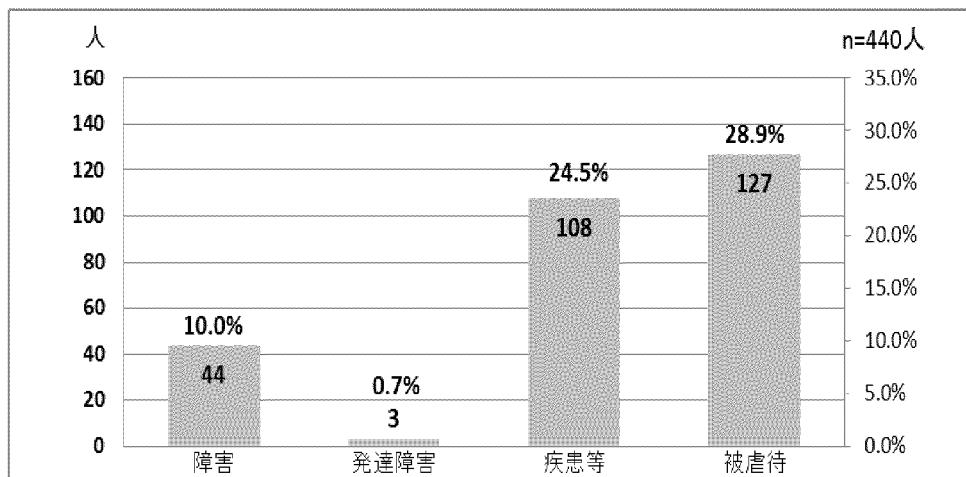
資料：福祉保健局

(7) 乳児院の状況

① 入所児童の状況

乳児院では、障害や疾病を抱えていたり、虐待を受けるなど、医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児の入所が増加しています。

[乳児院在籍児童の障害等の状況（平成26年3月1日現在）] [図表11]



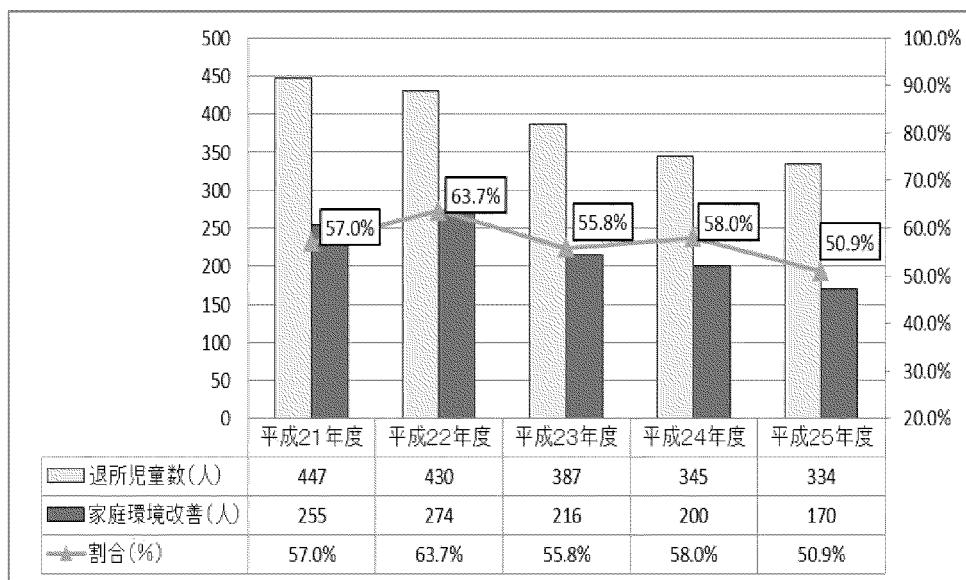
資料：社会的養護現況調査（国）

※ 人数は実人数だが、障害等は複数回答可のため、重複している場合がある。

② 家庭復帰の状況

乳児院の退所児童のうち家庭環境改善により家庭復帰した児童は5割から6割程度で推移しています。

[図表12]



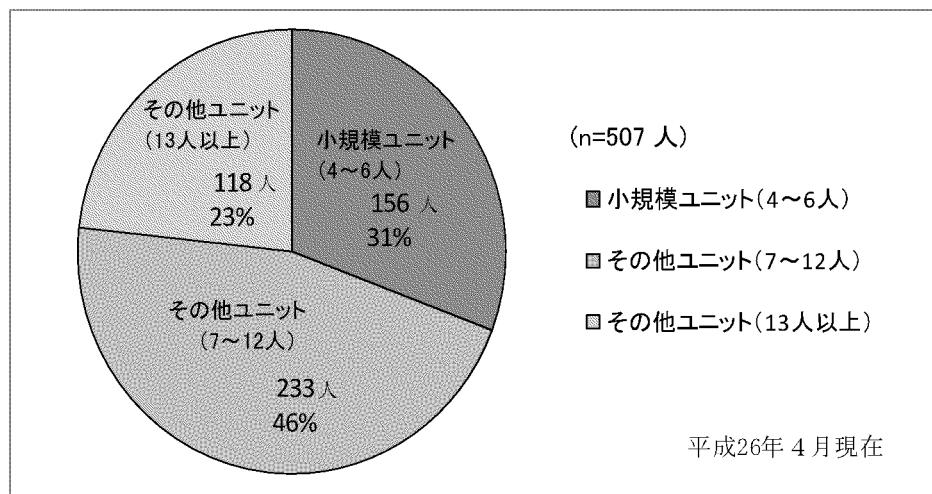
資料：福祉保健局

③ 小規模化の状況

乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、38ユニット（定員156名）で、全体の約3割となっています。

[乳児院の小規模化の状況]

[図表13]



資料：福祉保健局

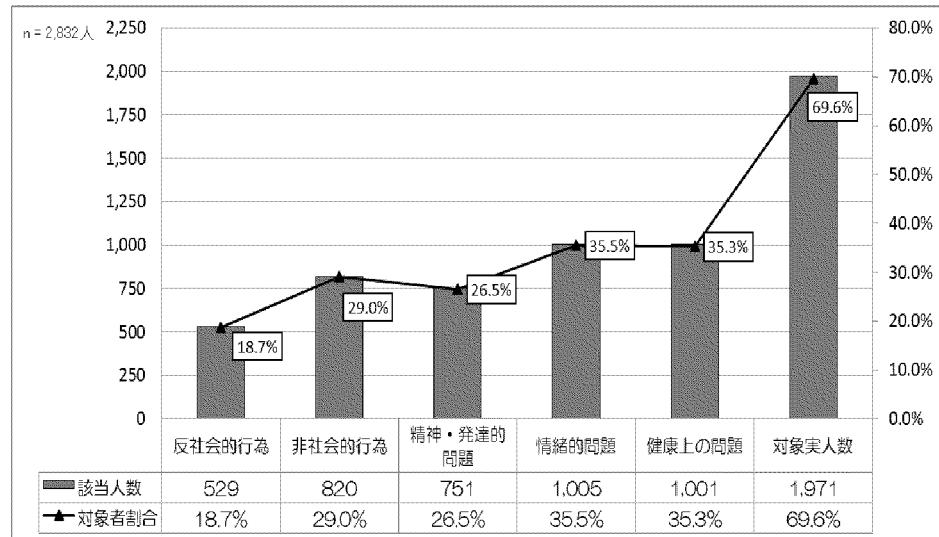
(8) 児童養護施設の状況

① 入所児童の状況

児童養護施設の入所児童のうち、課題を抱え個別的なケアが必要な児童数は、平成25年6月現在、約7割となっています。

[入所児童が抱える問題等調べ]

[図表14]



資料：福祉保健局

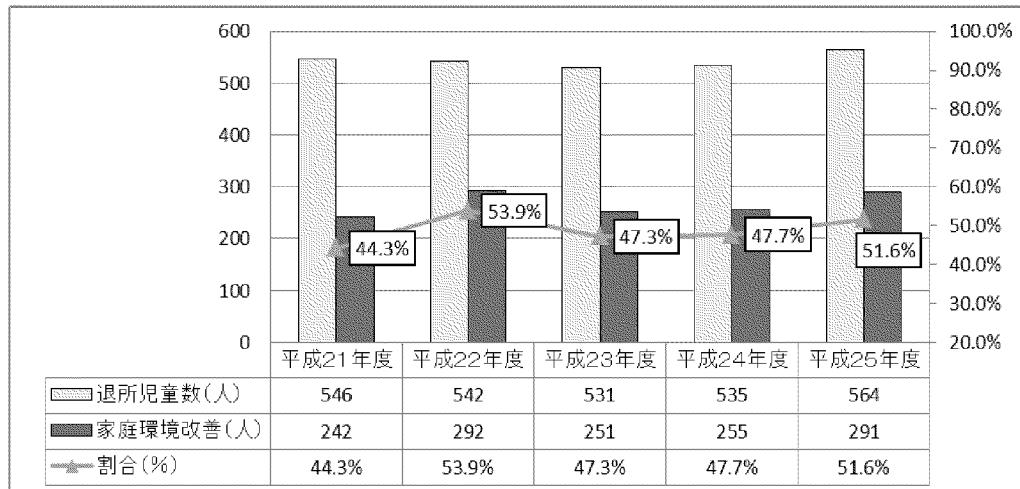
※ 人数は実人数だが、課題は複数回答可のため、重複している場合がある。

※ グループホームの入所児童を含む。

② 家庭復帰の状況

児童養護施設の退所児童のうち、家庭環境改善により家庭復帰した児童は5割程度推移しています。

[図表 15]



資料：社会的養護現況調査（国）

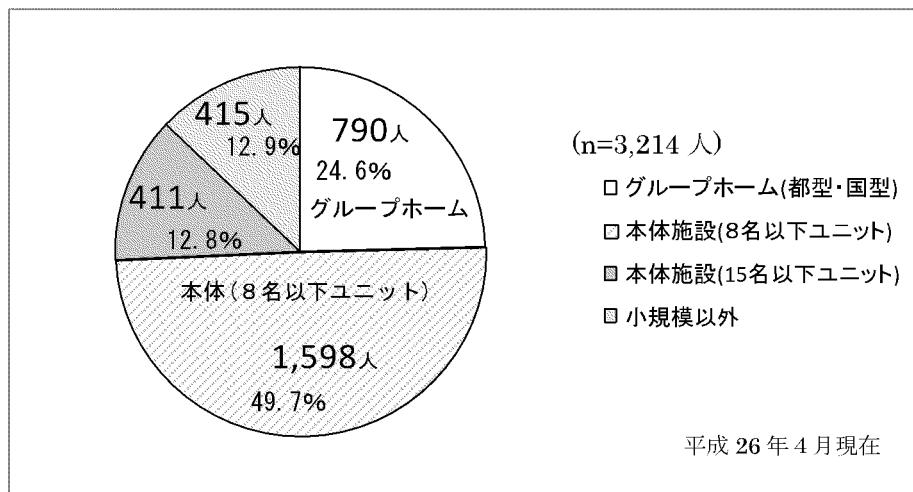
③ 小規模化の状況

児童養護施設における小規模化の状況は、平成 26 年 4 月 1 日現在で、施設分園型グループホーム¹57 か所、地域小規模型グループホーム²（地域小規模児童養護施設）60 か所、小規模グループケア地域型ホーム³14 か所で児童養護施設定員の約 1/4 となっています。

また、本体施設で行っている 8 名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況は児童養護施設全体の 3/4 まで進んでいます。

[児童養護施設の小規模化の状況]

[図表 16]



資料：福祉保健局

¹ 国制度に先駆けて都が昭和 57 年度から試行し昭和 60 年度から本格実施し、「東京都養護児童グループホーム実施要綱」（以下、「都実施要綱」という）に基づき実施している、都型のグループホーム（本体施設から独立した家屋において児童を養育する形態）

² 国の「地域小規模児童養護施設実施要綱」に基づき、平成 14 年度から制度化した国型のグループホーム

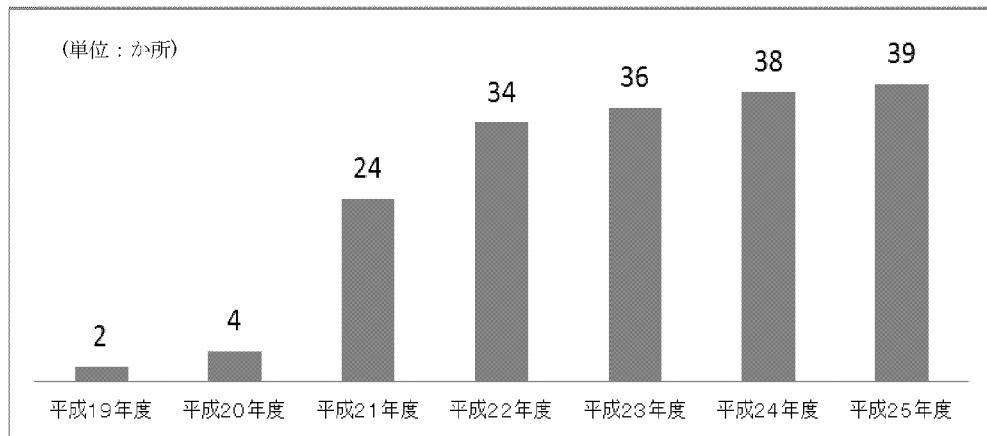
³ 国の「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」に基づき、平成 21 年度から制度化した国型のグループホーム

④ 専門機能強化型児童養護施設

都は、平成19年度から治療的・専門的ケアが必要な児童への適切な支援を行うため「専門機能強化型児童養護施設⁴」制度を本格実施し平成25年度末では民間児童養護施設⁵53施設のうち、39施設で取り組まれています。

[専門機能強化型児童養護施設実施施設数の推移]

[図表17]



資料：福祉保健局

(9) 施設入所児童の進路状況等

平成25年3月に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の高等学校進学率は94.3%、高等学校を卒業した児童の大学等進学率は19.8%、専修学校等進学率は17.7%となっています。

○ 中学校卒業児童

[図表18]

	平成25年3月中学校 卒業児童数		進学				就職		その他	
			高校等		専修学校等					
児童養護施設	東京都	300人	283	94.3%	5	1.7%	7	2.3%	5	1.7%
	全国	2,530人	2,377	94.0%	42	1.7%	64	2.5%	47	1.9%
(参考)全中卒者	東京都	104,071人	102,147	98.2%	574	0.6%	309	0.3%	1,041	1.0%
	全国	1,185千人	1,166千人	98.4%	5千人	0.4%	4千人	0.3%	11千人	0.9%

⁴ 民間の児童養護施設（都外一部委託を除く）に治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所に対応

⁵ 都外に所在し、定員の一部を都民対象として確保している施設を除く。

○ 高等学校卒業児童

[図表 19]

	平成25年3月高等学 校卒業児童数		進学				就職		その他		
			大学等		専修学校等						
児童養護施設	東京都	192人	在籍児童	8	4.2%	2	1.0%	23	12.0%	3	1.6%
			退所児童	30	15.6%	32	16.7%	82	42.7%	12	6.3%
			計	38	19.8%	34	17.7%	105	54.7%	15	7.8%
	全国	1,626人	在籍児童	52	3.2%	36	2.2%	132	8.1%	43	2.6%
			退所児童	148	9.1%	131	8.1%	1,003	61.7%	81	5.0%
			計	200	12.3%	167	10.3%	1,135	69.8%	124	7.6%
(参考)全高卒者	東京都	101,970人		66,451	65.2%	20,086	19.7%	5,989	5.9%	9,444	9.3%
	全国	1,088千人		579千人	53.2%	258千人	23.7%	184千人	16.9%	68千人	6.3%

資料：(児童養護施設)社会的養護現況調査(国)
(全中卒者、全高卒者)学校基本調査

○ 進学した学校における在籍・卒業状況

児童養護施設等退所者調査結果(調査期間：平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月)では、施設等退所後に進学した学校(大学・短期大学・専門学校・高等学校)を中退した児童は 21.3%となっています。

[図表 20]

继续保持している	中途退学した	卒業した
42.7%	21.3%	36.0%

資料：児童養護施設等退所者へのアンケート調査(都)
回答数：239

○ 離職

児童養護施設等退所者調査結果(調査期間：平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月)では、施設等退所後に就業した児童の約 7 割が 3 年以内に離職しています。

[図表 21]

~6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
22.1%	18.5%	29.6%	29.8%

資料：児童養護施設等退所者へのアンケート調査(都)
回答数：362

3 今後の社会的養護の推計

社会的養護需要推計は、過去5年の「児童人口」、「養護相談件数」、「新規措置件数」等を基に推計を行いました。

結果、養護需要数は、平成25年度実績の3,927人から平成41年度には3,747人(△180人4.6%の減)となります。

確保すべき供給量は、需要量に対して約104%(入所率約96%)の定員規模で算定し、平成41年度で3,900人と推計しました。

[社会的養護需要量・供給量推計]

	平成25年度 (平成26年3月実績)	平成31年度	平成36年度	平成41年度
需要量	3,927人	4,074人	3,964人	3,747人
供給量	4,130人	4,240人	4,123人	3,900人

第3章 東京都における具体的な施策展開

1 一時保護

一時保護は、子供の安全を確保するとともに、その後の援助方針を定めるための行動観察などを目的とするものです。

一時保護には、児童相談所に設置する一時保護所で行う一時保護と、児童福祉施設などに委託して行う一時保護委託があります。

[現状と課題]

- 都は、虐待を受けた子供など、支援が必要な子供たちを適切に保護するため、一時保護所を整備し、子供の状況に応じた援助に努めてきました。
- これまで、一時保護所の定員を平成 17 年度の 128 名から平成 26 年度までに 64 名増員し 192 名にまで拡大してきましたが、一時保護需要はなお増加しています。
- 一時保護が必要な子供を適切に保護できるよう、必要量を確保していくことが求められます。

[今後の取組]

- 平成 27 年度に一時保護所の定員を増員します。
- また、一時保護需要のさらなる増加にも対応できるよう、一時保護委託なども活用し、必要な体制を整えます。

2 家庭的養護

(1) 養育家庭等

「養育家庭」は、養子縁組を目的とせずに、社会的養護が必要な子供を一定期間養育する家庭として、東京都に登録されている家庭を言います。

家庭的養護を推進するため、養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭等への委託の促進、養育家庭への支援の充実を図っていきます。

① 養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大

[現状と課題]

- 養育家庭は、昭和 48 年に都が独自に創設した制度で、現在も都における家庭的養護の中心的な役割を担っています。
- 養育家庭になるには、児童相談所による家庭調査、児童福祉審議会の審議を経て、都知事による認定・登録がなされることが必要です。
- 認定要件としては、児童の養育についての理解と熱意、児童に対する豊かな愛情、同居家族の十分な理解、年齢、収入、住居のスペースなどが定められています。
- 都は、養育家庭の登録数を増やすとともに、広く都民や関係機関に制度を理解してもらうため、ホームページ等により制度の周知を図るほか、毎年 10~11 月の里親月間において、都内の区市町村で養育家庭体験発表会を実施しています。
- 養育家庭の登録家庭数は増加傾向にありますが、伸びは緩やかになっており、様々な取組を通じて都民の理解促進を図り、養育家庭の登録へつなげていくことが必要です。
- 都には、施設入所児童が夏休みや週末などに家庭生活を経験することで、情緒の安定や社会性の発達を促し、児童の健全な育成に寄与する「フレンドホーム」制度があります。
- フレンドホームの中には、児童を家庭に迎え入れた経験を活かし、養育家庭となることを希望する家庭もあります。
- また、児童福祉施設の従事経験者の中にも、養育家庭となることを希望する人々がいます。
- こうした社会的養護に関する理解や経験が豊富な人々を、養育家庭登録につなげていくことも必要です。

[今後の取組]

- 養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大を図るため、広く都民等に向けた制度の普及啓発と社会的養護に関心の高い層を対象とした働きかけを同時に進めています。
- SNS（ツイッター等）など新たな手法も活用し、広く都民に制度を理解してもら

う方策を検討します。併せて、区市町村の固有の広報媒体などを通して、普及啓発を図ります。

- 社会全体での養育家庭への理解を高めるため、一層の普及啓発を図るよう、国に求めていきます。
- 養育家庭体験発表会を全ての区市町村で実施できるよう、働きかけます。また、多くの方に参加いただけるよう、区市町村や民間団体と協力して体験発表と併せて子育て講座等も実施するなど内容の充実を図ります。
- 養育家庭登録者の着実な拡大を目指し、子育て支援や児童虐待防止など、子供の養育や福祉に関心を有する方に向けた広報活動を検討します。
- 児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員と連携し、PTA等の会合や地域イベントなどを活用した、地域に密着した広報活動を進めます。
- フレンドホームや児童福祉施設の職員など、社会的養護下の子供と関わった経験を有する都民が、養育家庭として円滑に登録される方策を検討します。

② 養育家庭等への委託の促進

[現状と課題]

- 児童相談所では、これまでも、養育家庭への委託を第一に、援助方針決定の際に、児童の年齢、生育歴、心身の発達状況、保護者の家庭引き取りの可能性などを総合的に勘案し、援助方針を決定してきました。
- また、各児童相談所に、養育家庭の代表者や児童福祉施設職員などで構成する里親委託等推進委員会を設置し、関係機関が協力・連携しながら、施設に入所している児童の状況を定期的に確認し、委託の可能性を協議するなど、養育家庭等への委託を推進しています。
- 施設に入所している子供を養育家庭等へ措置変更するためには、親権者の承諾が必要です。特に乳幼児の場合など、親権者が「子供に会えなくなる」という印象を持つてしまい、承諾を得ることが難しいケースもあるため、委託に向けて丁寧な対応が必要となります。
- 乳児院からの措置変更ケースについては、養育家庭への委託を前提として子供の援助方針を決定し、児童養護施設入所中の児童については、施設との協働により、可能な子供から養育家庭などで養育していくことを基本としています。
- 具体的には、乳幼児は3か月ごと、学齢児は6か月ごとに、支援の目標について進行管理を行う中で、養育家庭等への委託の可能性を検討・確認しています。
- 養育家庭等への委託は、児童相談所のほか乳児院・児童養護施設や里親支援機関などが関わりながら、子供の紹介、引き合わせ、交流を経た後に行われます。その間、子供に対して継続的に丁寧な支援を行うことが必要となります。委託をより一層促進するためには、中心的な役割を果たす児童福祉司の対応力の向上に加え、児童相談所と施設や里親支援機関等の関係機関が緊密に連携することが必要です。

- 交流開始から委託に至るまでの期間については、特にきめ細かな支援が必要なことから、通常、数か月から半年程度の期間を要します。その間の交通費等委託前にかかる経費は国の委託経費の対象外となっており、支援の充実が必要です。
- 養育家庭等の中には、扶養義務のある親族が里親になる「親族里親」、虐待などにより特別な支援を必要とする子供を養育する「専門養育家庭」、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」があります。
- 「親族里親」など親族による養育は、ケースによっては、養育家庭への委託よりも実親の理解が得られやすく、委託期間中も実親との連絡等がとりやすいなどのメリットがあります。
- また、虐待等により心に深い傷を持つ子供や、様々な障害や発達上の課題をもつ子供が増えており、こうした子供たちに対応できるスキルを有する「専門養育家庭」の育成・確保が必要です。
- 養育が困難などの理由で養子縁組を希望する相談があった場合、児童福祉司等が面接などを通じて、実親の意向や養育力等を十分に確認し、必要性を判断しています。その上で、養子縁組が必要と判断した場合には、養子縁組里親の中から適切な家庭を選定し、定期的な交流を経た後に、委託を実施しています。都では、養子縁組里親委託後も家庭訪問や電話連絡等できめ細かく支援し、関係が良好であることを確認した上で、家庭裁判所への養子縁組の申立を進めています。
- また、養子縁組に関しては、民間事業者が、社会福祉法に基づき養子縁組あっせん事業を行っていますが、平成25年に、一部の事業者について、養親希望者から受け取る金品の会計処理に問題があったこと等から、現在、国において、事業者の相談支援体制を含め、養子縁組のあり方について調査研究がされています。

[今後の取組]

- 委託促進に向け、中心的な役割を果たす児童相談所の体制整備を図っていきます。
- 児童相談所と乳児院・養育家庭等が連携し、社会的養護は家族再統合を支援するものであることを前提に、親権者の理解を深めながら、委託につなげができる方策を検討していきます。
- 児童相談所や施設の職員を対象とした研修を充実し、委託促進に向けたケースワーカー力の向上を図ります。
- 養育家庭への委託のさらなる促進に向けて、里親支援機関などそれぞれの団体の特性に着目しながら、民間団体のより一層の活用を検討します。
- 養育家庭の委託前からの活動を支援するため、養育家庭と施設入所児童の交流に要する経費などについても支援するよう、国に求めていきます。
- 都は、子供の福祉の観点から親族による養育の必要性を判断し、「親族里親」等の活用を検討します。

- 虐待や障害等に関する養育家庭の専門性を高める取組を行い、「専門養育家庭」の確保に努めます。
- 養子縁組については、子供の福祉を第一に考え、国の方針も確認しながら、今後の対応について検討していきます。

③ 養育家庭等への支援の充実

[現状と課題]

- 児童相談所では、養育家庭担当の児童福祉司と養育家庭専門員等が中心となって、家庭訪問などを行うほか、子供家庭支援センター等地域の関係機関とも連携しながら、養育家庭等を支援しています。
- 養育家庭における子育てを支えるには、身近な区市町村で提供されている子育て支援サービス、母子保健サービスを積極的に活用することも重要です。そのため、児童相談所は、区市町村の子供家庭支援センターと協力して、保育所、幼稚園、学校、保健所など地域のさまざまな子供と関わる機関に対して、養育家庭制度に対する理解を求めていいます。
- また、養育家庭等が互いに子育ての悩みなどを話し合う里親サロンも実施しています。相互交流はピアサポートとしての効果があり、養育家庭等の孤立化を防ぐ場としても、スキルの向上や情報交換の場としても有効です。虐待等により、個別的・専門的支援の必要な子供が増えている現在、こうした養育家庭等の相互交流はますます重要となっています。
- 平成 20 年度からは、児童相談所の業務を補完するため、養育家庭等の支援に実績をもつ民間団体による「里親支援機関事業」の試行を開始しました。平成 24 年度には全ての児童相談所の区域に拡大し、里親委託等推進員による家庭訪問・カウンセリングに加え、家事育児援助者派遣、学習ボランティア派遣など、養育家庭等に寄り添ったきめ細かな支援を行っています。
- また、平成 24 年度には乳児院と児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、専門性と地域性を活かした養育家庭等への支援を行う取組も開始しました。乳児院と児童養護施設は、社会的養護を必要とする子供を養育・支援するノウハウに加え、区市町村、幼稚園、学校、保健所等とのネットワークも有しています。平成 26 年 3 月は 31 施設（乳児院 9 ・ 児童養護施設 22）に配置していますが、今後もこれらを活用し、養育家庭等への支援をさらに充実していく必要があります。
- 乳児院・児童養護施設と同様、養育家庭等で生活している子供の中にも、実親との交流を継続している子供たちがいます。実親との交流は、子供の心理的な動搖を含めて、養育家庭等には負担となることもあります。児童相談所等関係機関が実親との交流を支えていくことも必要です。

[今後の取組]

- 児童相談所を中心に区市町村や施設、民間団体など関係機関が協力して、養育家庭等と子供のニーズに合わせた支援を進めます。
- 区市町村、保育所、学校など関係機関や要保護児童対策地域協議会が一体となって養育家庭等を支援できるよう、共通認識の形成に一層努めます。また、区市町村と連携し、地域の子育て支援サービスの活用を進めます。
- 里親サロンなど、養育家庭同士が交流し、支え合う取組を支援します。
- 養育家庭の安心を確保するため、養育家庭等の数や地域の実情に応じ、里親支援機関の人員配置や相談支援業務等の充実・強化が図れるよう、国に働きかけていきます。
- 引き続き、施設の里親支援専門相談員により、施設機能や地域とのネットワークを生かした委託児童の自立支援、養子縁組成立後の家庭の支援などに取り組んでいきます。また、レスパイトへの協力を含め、施設を活用した養育家庭等へのさらなる支援について検討を進めます。
- 委託児童の実親との交流を安定して継続するため、児童相談所と関係機関の協力により、交流を支援する方策を検討します。

(2) ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、子供を養育者の家庭に迎え入れ、5～6名程度の少人数の生活集団で子供同士の育ち合いを活かした養育を行う制度であり、子供が、特定の大人との愛着関係を形成し、一般家庭に近い生活を送ることができる環境を提供する家庭的養護の一類型です。

[現状と課題]

- 都はファミリーホーム制度を昭和60年度から開始し、養育者がファミリーホームを安定的に運営できるよう、昭和63年度から借家によるホームの設置等に対して、家賃助成及び開設準備経費の支援を独自に行ってています。
- ファミリーホーム制度は、平成21年4月の児童福祉法改正により、第二種社会福祉事業「小規模住居型児童養育事業」として位置付けられ、養育家庭から移行するもの（養育家庭移行型ファミリーホーム）と、児童養護施設や自立援助ホームを設置する法人が運営するもの（法人型ファミリーホーム）に分類されました。
- 平成26年度中に養育家庭移行型と法人型がそれぞれ1ホームずつ増加し、平成27年3月現在、養育家庭移行型ファミリーホームは13ホーム、法人型ファミリーホームは3ホームとなっています。
- 東京都の養育家庭の状況をみると、子供を受託している家庭のうち一人だけを養育している家庭が75%となっており、現段階で、複数の子供を養育するファミリーホームに移行可能な家庭は少ない状況にあります。
- 法人型ファミリーホームの主たる養育者はホームを住居としており、長期的な養育者となるとともに、高齢や疾病等になった場合でも、養育者の交代が可能であるため、子供を継続して養育することが出来るなどのメリットがあります。
- 法人型ファミリーホームの整備を進めるためには安定的な運営が出来るよう支援の充実が求められています。

[今後の取組]

- ファミリーホームへの移行を目指す養育家庭を引き続き支援するとともに、養育家庭移行型ファミリーホームのニーズに合わせた支援を進めます。
- 法人型ファミリーホームの設置を促進するため、常勤職員の増配置経費等について都独自の支援を行うとともに、法人への働きかけを積極的に行います。
- 法人型ファミリーホームの職員配置経費や運営費を充実するよう、国に対して引き続き求めていきます。

(3) グループホーム

グループホームは、児童養護施設に入所する子供のうち6人程度の子供を施設から独立した家屋において、家庭的な雰囲気の中で養育する制度です。

家庭的環境の中で、地域と関わりを持って生活することができるため、子供にとっては退所後の自立した生活を送る上で貴重な経験となります。

[現状と課題]

- 都は国に先駆け「施設分園型グループホーム」を昭和60年度に創設しました。常勤職員等の配置経費に対して補助を行うほか、昭和63年度からは借家に対する家賃助成、開設準備経費補助、平成20年度には、グループホーム支援員の配置経費の補助を行い、設置を推進してきました。
- 国は、平成12年5月にグループホーム制度を開始しました。
- 制度によって、定員の考え方等に違いがありますが、いずれも児童養護施設が運営するものです。
- 国制度の開始以降、グループホームの整備はさらに進み、平成27年3月現在、都外一部委託を除く児童養護施設59施設のうち、46施設で134か所のグループホームを設置しています。
- 国制度のグループホームは、児童養護施設1施設に対する設置数に制限があり、家庭的養護をさらに進めていく上で制約となっています。
- また、グループホームで働く職員は、子どもとの深い関わりにやりがいを感じる一方、生活全般の支援や地域対応など一人で多様な役割を担わなければならぬために、疲弊感や孤独感を抱えていることが多いなどの課題もあります。
- グループホームの設置場所には特に制限はありませんが、通常は、本体施設から援助が得られる範囲に設置されています。島嶼を除く都内53区市町村のうち約半数の26区市には児童養護施設が存在しないため、結果としてグループホームも設置されていない状況にあります。
- 施設不在地域をはじめとして、支援が必要な子供たちを地域で家庭的な環境の下で養育できるよう、グループホームを支援する拠点の整備が必要です。

[今後の取組]

- すべての児童養護施設にグループホームを設置するよう働きかけていきます。
- 国制度のグループホームの設置数について、要件を緩和するよう引き続き国に求めています。
- 施設不在地域におけるグループホームの設置を進めるため、後方支援員を配置したサテライト型児童養護施設（事務所）の整備を支援し、グループホーム等職員に対する支援の充実・強化を図ります。

- グループホームの設置を更に進めるためには、グループホームで働く職員の確保・定着が重要であり、必要な取組について検討を行います。

3 施設養護の機能強化

児童養護施設は、保護者に監護させることが適当で無い児童等に対し、安定した生活環境を提供するとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設です。

乳児院は、保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児の生命を守り、その心身と社会性の健全な発育を促進するとともに、退所後に子供が安定した生活を送れるよう退所後の育児相談や育児支援を行う施設です。

(1) 施設の小規模化

国は、本体施設においても家庭的な雰囲気の中で、よりきめ細かなケアを提供するため、本体施設のケア単位の小規模化を進めています。

[現状と課題]

- 入所児童の早期家庭復帰への支援や、被虐待児童等に対する適切な援助を行う体制を確保するため、平成 11 年度に乳児院に家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置が、児童養護施設等には心理療法担当職員の配置が制度化されました。
- 平成 13 年度からは、被虐待児への対応をさらに強化するため、乳児院への個別対応職員の配置が定められました。さらに、平成 16 年度には乳児院に加え児童養護施設等にも家庭支援専門相談員の配置が拡大されました。
- 平成 23 年には「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、施設の養育単位の小規模化や施設機能の地域分散化（里親、ファミリーホームの推進）による家庭的養護の推進や専門的ケア機能の充実を図るため、職員配置基準の引き上げを行いました。児童養護施設及び乳児院とともに、平成 24 年度にファミリーソーシャルワーカー及び個別対応職員が必置となり、平成 25 年度には職員配置基準が引き上げられました。
- 各施設が進めている施設の小規模化に向けた取組が円滑に進むよう支援していく必要があります。
- 乳児院では、病児や障害児が多く、緊急対応が必要となる場合もあるため、医療や療育上の専門的なケアを行える体制を確保する必要があります。
- 施設の小規模化や専門性の確保に対応するため、必要な人材の確保・定着を図ることも不可欠です。

[今後の取組]

- 児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化を進めるため、施設改築等にあたっては、引き続き、小規模グループケアに対応する整備を基本に支援していきます

す。

- 乳児院についても、本体施設の小規模グループケア化を進めていきます。
- 病院付属の乳児院や乳児を多く受け入れることのできる比較的規模の大きい乳児院においては、緊急時の一時保護など医療や療育上の専門的なケアを行える人的資源を活かした支援を行います。
- 法人や施設の人材確保・定着状況等も踏まえ、職員の適切な配置・育成ができるよう支援します。

(2) 専門的ケアの充実

虐待を受けた子供等を社会的自立につなげるためには、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。都は、児童養護施設に対して、治療的・専門的ケアを行う医師等を配置できるよう独自に支援しています。

[現状と課題]

- 都は、治療的・専門的ケアが必要な子供への適切な支援を行うため、児童養護施設に精神科医師や治療担当職員を配置するモデル事業を平成17年度に開始し、平成19年度から本格実施しています。
- 平成21年度からは、医師、治療担当職員の配置に加え、本体施設においてユニット型で運営を行っている施設に対しては、個別ケアを行う職員配置に対する加算を独自に設けました。
- 治療的・専門的ケアが必要な子供が増加している状況を踏まえると、こうした取組を更に進め、全ての児童養護施設で専門的ケアを提供できる体制を整備することが求められます。
- 乳児院については、障害や疾病により常時医療や療育上の手厚いケアが必要な乳幼児が適切な養育を受けられるよう、平成24年度から看護師の増配置を支援する取組を開始しました。
- また、乳児院においても、心身の機能回復が図れるよう、児童養護施設での取組も踏まえ、専門的ケアの体制整備が求められます。
- 都立児童養護施設は、虐待に起因する愛着障害により様々な問題行動を起こす等、特別な支援を必要とする児童を積極的に受け入れ、都の社会的養護におけるセーフティーネットとしての役割を果たすことが必要です。

[今後の取組]

- 今後、都外一部委託施設を除く全ての民間児童養護施設に、専門機能強化型の体制を整備します。
- 乳児院に、非常勤の小児精神科医師及び治療指導職員等を配置する「専門養育機能強化型乳児院制度」を平成27年度から試行的に実施します。
- 都立児童養護施設は、社会的養護におけるセーフティーネットとして、引き続き、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れていきます。

平成27年度からは、重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童などに対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行うなど、先駆的な取組を行います。

4 家族再統合

家族再統合とは、虐待等によって分離した親子が再び一緒に暮らすこと（家庭復帰）をはじめ、家庭復帰に至らない場合でも、親子関係について子供自身が心の整理を行っていくことや、現実に即した親子交流のあり方など親子関係を再調整して発展させていくことをいいます。

[現状と課題]

- 都は、児童相談所が中心となって、施設等と連携しながら 家庭復帰のための支援を行っており、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、家庭復帰支援員を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきました。
- 児童相談所では、入所児童に対し、保護者や児童の心理状況などを確認しつつ、面会や、自宅への一時帰宅、長期帰宅と段階を追った親子の交流に取り組んでいます。
- また、児童相談センターでは、子供と親双方を対象として心理療法などを用いた専門的なプログラムを実施し、家族再統合を支援しています。
- 乳児院や児童養護施設では、家庭支援専門相談員を配置し、子供の家庭への早期復帰に向けた保護者等に対する相談援助、退所後の児童に対する継続的な相談援助、里親委託等のための相談援助等を行っています。
- 施設等に入所した子供が家庭復帰する際には、児童相談所と区市町村が連携し、親子それぞれのニーズにきめ細かく対応しながら、一体となった生活支援を行うことが必要です。
- 母子生活支援施設は、虐待により支援を要する母子や虐待リスクを抱える母子に対して、親子分離せずに生活に根付いた直接的な支援ができる機能を有しているため、家庭復帰に向けた支援を行う際に、区市町村での更なる活用が期待されます。
- 児童相談所においては、乳児院、児童養護施設との連携を一層強化するとともに、母子生活支援施設の活用なども含め、家庭復帰の取組をさらに推進していく必要があります。

[今後の取組]

- 児童の家庭復帰に向けた支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図ります。
- 児童相談センターにおいて実施している家族再統合に向けた支援プログラムの活用をより一層進めています。
- 児童養護施設に配置されている家庭支援専門相談員を中心として、親子宿泊や退所後の継続的な支援など、施設における家族再統合・家庭復帰に向けた取組を強化します。

- 母子生活支援施設を一時的に利用して母子緊急一時保護事業や母子一体型ショートケアといったサービスを行う区市町村を支援します。
- 児童養護施設等に入所した子供の家庭復帰を進めるにあたり、母子関係の調整や家族再統合を目指しながら生活できる母子生活支援施設の活用を進めます。

5 自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り拓いていけるよう、施設入所中の学習支援、就労支援、社会的スキル獲得のための支援、施設退所後の継続的な相談支援など、様々な取組を行っています。

[現状と課題]

- 都は、児童養護施設の退所児童等であって、義務教育終了後就職した児童等を対象として、生活の場を提供しながら自立に向けた援助を行う「自立援助ホーム」事業を、国に先駆けて昭和 59 年度に創設しました。
- 平成 19 年度からは、児童養護施設等の退所後の自立生活を支援するため、施設等と連携して相談援助を行うとともに、必要な資金の貸付を行う「自立生活スタート支援事業」を開始しました。
- 平成 20 年度には、施設退所後等に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集まる場所として「ふらっとホーム」(地域生活支援事業)を開始し、現在都内 2 か所で運営しています。
- 平成 22 年度からは、施設退所者及び施設退所予定者に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行う「児童養護施設退所者等の就業支援事業」を(委託)実施しています。
- 平成 24 年度には、入所児童の就職や進学に向けた準備から退所後の継続的な支援を専任で行うほか、進路指導に関する施設職員への助言、学習支援に取り組む地域のボランティア団体等との連携などを行う「自立支援コーディネーター」を児童養護施設に配置する取組を開始し、現在 52 施設に配置されています。
- 平成 25 年度には自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を試行的に配置する取組も開始し、現在 6 ホームに配置されています。
- 施設を退所した後に就業した児童の約 7 割が 3 年以内に離職しているという状況を踏まえると、施設における自立支援の取組のさらなる強化や、養育家庭等から自立する子供への支援が必要です。
- また、社会的養護の下にある児童には、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった者も多く、入所中の学習支援も充実させる必要があります。
- 子供の自立に際しては、養育家庭にとっても初めての手続が多くあり、養育家庭に対する支援の充実も必要です。

[今後の取組]

- 都外一部委託施設を除く全ての児童養護施設への自立支援コーディネーターの配置を目指します。また、都内 6 か所でモデル実施しているジョブ・トレーニング

事業の効果検証を踏まえて、今後の在り方を検討します。

- 施設に入所している中学生を対象に実施している通塾等、学校外での学習機会に対する支援を、小学生、高校生にも拡大します。
- 児童養護施設は、社会的養護の中で育った多くの子供を自立させたノウハウを有しているため、養育家庭と連携しながら、養育家庭の委託児童に対し、自立に向けて必要な知識を提供し、養育家庭からの巣立ちを支援する取組を進めていきます。

6 人材の確保・資質の向上

養育家庭等の養育者を対象とした研修の実施、施設等が行う人材確保や人材育成への支援、児童相談所の体制確保と職員の資質向上などに取り組んでいます。

(1) 養育家庭等の資質の向上

社会的養護についての理解の促進に加え、子供を養育していく上での課題や問題を解決する一つの方法として、養育家庭等を対象に研修を実施しています。研修内容については、毎年度、養育家庭等の意見を聞きながら見直しています。

[現状と課題]

- 養育者には、社会的養護を担う役割を十分に認識し、子供の最善の利益を第一に考えて養育にあたることが求められます。
- 委託された養育家庭等によって養育に大きな差が生じないよう、一定の養育力を確保することが重要です。
- また、虐待等により心に深い傷を負った子供は、養育者の経験や想像を超えた問題行動を起こすこともあります。養育者が壁に突き当たり養育に自信を失うことがないよう、研修の充実が必要です。
- 養育家庭等として必要な知識の習得を目的とした必修研修のうち、認定前と登録更新時の必修研修については、家族全体で制度への理解を深めてもらうため、平成25年度から夫婦での受講を必須としています。
- このほか、専門的ケアを必要とする子供を養育する専門養育家庭を養成する研修、乳児の委託を希望する養育家庭等のための乳児委託研修、子供が抱えるそれぞれの課題に向き合う場合を想定した課題別研修などを行っています。

[今後の取組]

- 養育者が、社会的養護を担うという役割に相応しい資質の向上を図れるよう、研修を充実させていきます。
- 必修研修は、支援の難しい子供の養育の仕方など、より実践的な内容にし、支援力の向上を図ります。
- 専門養育家庭研修は、特に支援が必要な子供の養育家庭等委託を促進するために重要であり、引き続き研修の受講を促し、研修内容が子供への支援に活かされるようにしていきます。
- 課題別研修については、最近の委託児童の状況に合わせ、養育家庭等のスキルアップにつながるプログラムを設定するとともに、各養育者の状況を踏まえて受講すべき研修を指定・推奨するなど、研修受講を促します。
- 乳児委託研修は、研修後のフォローアップも含めて、充実策を検討します。

- 子供の最善の利益を尊重するよう、権利ノートも活用しながら、子供の権利について研修等で伝えていきます。

(2) 施設職員の確保・資質の向上

職員の確保をはじめ、資質向上・育成は一義的には事業者である法人・施設の役割ですが、都は、子供たちが適切な環境で養育されるよう、法人等の取組を支援しています。

[現状と課題]

- 施設の担い手となる職員の確保とその専門性の向上のため、各施設においては、必要な職員育成体制を整備することが重要です。
- 今後、施設が子供一人ひとりにきめ細かなケアを行えるよう機能強化・小規模化を進めていくためには、人材育成への更なる支援が求められています。
- 職員の育成では、平成21～23年度に「児童養護施設等人材育成支援事業」を実施し、研修プログラムを開発しました。法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行えるよう、このプログラムも活用し、支援を強化していくことが必要です。
- また、施設においては、子供の権利が守られ安心して生活できるよう、職員による適切な養育が行われているか等を、常に確認し、必要な研修・指導を行うことが必要です。都では、施設等で生活をしていくに当たって、いじめやいいやなことから守られる権利が全ての児童にあることや、困った時の相談先などが記載された「子供の権利ノート」を平成12年度に作成し、これを活用して児童養護施設等に入所する子供の権利擁護に取り組んでいます。

[今後の取組]

- 施設で受け入れた実習生の就業を促進するため、実習生の個別指導を行う担当職員等の配置や、実習生の非常勤雇用などを行う施設の取組を支援するとともに、「人材確保・定着支援事業」⁶の活用を積極的に働きかけるなど、様々な人材確保策を講じます。
- 施設での研修が一層効果的に実施できるよう、研修プログラムの検証も行いながら、研修内容の充実や効果的な実施方法等について関係機関等と検討を行います。
- 都は、児童養護施設等の職員が、権利ノートの内容を子供にわかりやすく説明し適切に対応できるよう、ポイントをまとめたハンドブックを活用した研修等による支援を行います。

⁶ 中小企業を支援する機関が大学等と連携して、中小企業と新卒者等のマッチング、人材育成・定着までを一体的に実施する取組

(3) 児童相談所の体制整備と職員の資質向上

児童相談所では、児童福祉司のほか、児童心理司、医師など専門職を配置し、施設や養育家庭等と連携しながら、社会的養護の下に暮らす子供に対し、支援を行っています。

[現状と課題]

- これまで、児童福祉司や児童心理司を増員するとともに、専門職を配置するなど、児童相談所の支援体制を強化してきました。
- 児童福祉司は、困難事例等の増加等により、対応力の向上が必要となっています。
- 子供の施設入所時や養育家庭等へ委託時に、児童福祉司は「権利ノート」を活用して子供の権利や困ったときの相談先などを子供に伝えることになっており、その活用方法に関する研修を実施しています。

[今後の取組]

- 社会的養護の下に暮らす子供たちへの支援を一層推進するため、児童相談所の体制整備を図ります。
- 複雑困難な事例に対応できるよう、児童福祉司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実を図ります。
- また、養育家庭等への委託や家族再統合がより一層進むよう、児童相談所職員の育成に取り組みます。

[具体的な支援策]

I 家庭的養護の推進

1 養育家庭等への支援
<p>①子担当・親担当児童相談所による支援</p> <ul style="list-style-type: none">・子供の心理面接等の養育相談支援、養育状況確認、里親サロン等
<p>②里親支援機関事業</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭への訪問支援、普及啓発等
<p>③地域の相談機関(子供家庭支援センター等)</p> <ul style="list-style-type: none">・子供家庭総合マネージメント、地域住民への養育家庭制度普及
<p>④乳児院・児童養護施設</p> <ul style="list-style-type: none">・施設から委託(措置変更)後のアフターケアとしての里親支援等
<p>⑤東京養育家庭の会</p> <ul style="list-style-type: none">・養育家庭に関する交流及び研修会の実施、機関誌等による情報提供等
2 ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)への支援
<p>※養育家庭移行型ファミリーホームは、上記「養育家庭等への支援」も対象</p>
<p>①ホーム管理費</p> <ul style="list-style-type: none">・自己所有及び借家ホームに対する家賃助成
<p>②開設準備経費</p> <ul style="list-style-type: none">・借家ホームに対する借入時の礼金・仲介手数料
<p>※ 法人型ファミリーホームには職員を基準以上に配置している場合に、増配置職員経費常勤1名分を加算</p>
3 グループホームへの支援
<p>①ホーム管理費</p> <ul style="list-style-type: none">・自己所有及び借家ホームに対する家賃助成
<p>②開設準備経費</p> <ul style="list-style-type: none">・借家ホームに対する借入時の礼金・仲介手数料
<p>③職員経費</p> <ul style="list-style-type: none">・補助職員等の配置経費を加算
<p>④グループホーム支援員加算</p> <ul style="list-style-type: none">・3か所以上グループホームを設置する場合に、支援員の配置経費を加算

II 施設養護の機能強化

1 児童養護施設への支援

①児童福祉施設の整備

- ・ 児童養護施設等の入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため施設の整備を進める。

②専門機能強化型児童養護施設制度

- ・ 民間児童養護施設に精神科医師、治療指導担当職員等を配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備する。

③サテライト型児童養護施設の設置

- ・ 施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。

④連携型専門ケア機能モデル事業

- ・ 都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。

2 乳児院への支援

①乳児院の医療体制整備事業

- ・ 看護師を増配置し、気管切開により経管栄養が必要な場合など、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受け入れ体制を整備する。

②専門養育機能強化型乳児院制度

- ・ 乳児院に精神科医師、治療指導担当職員等を試行的に配置し、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備する。

III 自立支援

1 施設等入所児童に対する支援	
自立支援計画書	
入所児童の自立を支援するため毎年度作成 ・ アセスメント・計画(課題設定・目標設定・支援の方法等)・検証、見直し	
学習支援等	
① 小中学生の学校教育費(国単価+都加算) ・ 実費加算(副教材費・給食費・部活動費・中学生の学習塾費等) ② 高校生等の学校教育費(国単価+都加算) ・ 都加算(入学金・授業料・施設費は実費)	
自立(就職・大学進学等)に向けた支援	
①就職支度費(国単価(一般単価・特別基準)+都加算(特別加算・住居費)) ②大学等自立生活支度費(国単価(一般単価・特別基準)) ③大学進学支度金加算(サービス推進費実績加算) ④各種学校等修学金加算(同上)	
2 施設等退所児童に対する支援	
①自立援助促進事業 ・ 児童養護施設や母子生活支援施設等を退所した後、施設長等が親などからの援助が期待できない児童及び女性等の保証人となり、補償する必要が生じた場合、施設長に代わって補償を行う。	
②自立生活スタート支援事業 ・ 児童養護施設等に入所した児童等に対し、就職等をする際に必要な資金の貸付や相談援助を実施	
③地域生活援助事業(ふらっとホーム) ・ 児童養護施設の退所者等が、生活や住居、就学・就労等に関する様々な悩みを気軽に立ち寄り相談や情報交換等が行える場所の提供を行う。	
④児童養護施設の退所者等の就業支援事業 ・ 職業紹介を行う企業に委託し、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援等を通じて退所後の自立支援、就職後のフォローアップを行う。	
⑤養育家庭自立援助補助事業 ・ 養育家庭を満年齢解除となった児童の自立支援のため、養育家庭から元里子への生活相談などの援助に対し補助	
⑥自立支援強化事業 ・ 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた施設入所中の支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行える体制を整備し、子供の自立を図る。	

⑦ジョブ・トレーニング事業

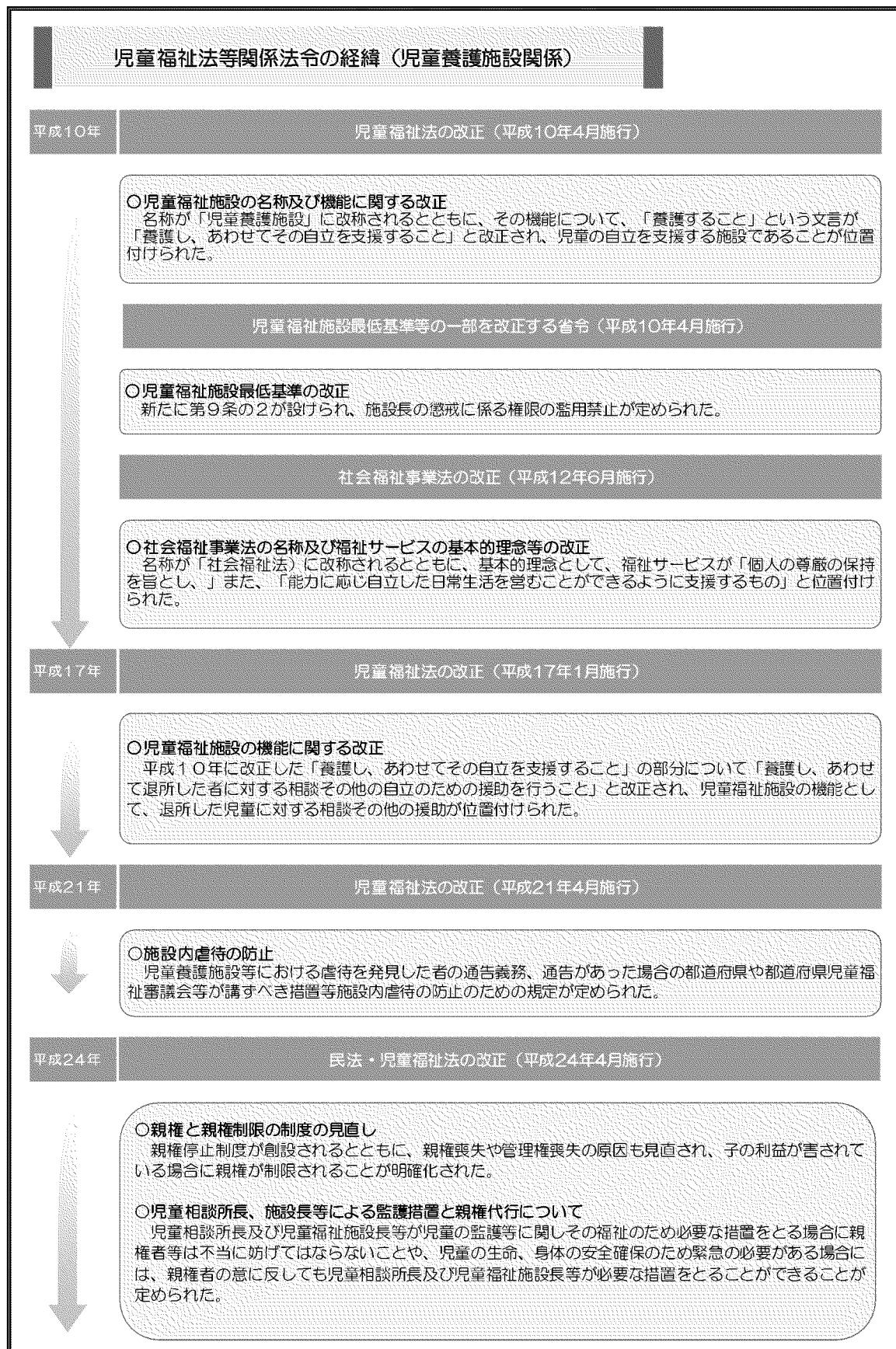
- ・自立援助ホームに入所中又は退所した児童へ就労定着支援等を手厚く行える体制を整備・強化(ジョブトレーナーの試行配置)し、子供の自立を図る。

IV 人材の確保・資質向上

1 養育家庭等の養育者の資質の向上
<ul style="list-style-type: none">・ 養育家庭等から社会的養護について理解を得るとともに、子供を養育していく上での課題・問題を解決するひとつの方法として活用されるよう、里親研修を実施する。
2 児童養護施設等の人材確保・育成
<ul style="list-style-type: none">・ 施設で受け入れた実習生の就業促進や「人材確保・定着支援事業」の活用など、施設における人材確保の取組を支援する。・ 多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援する。
3 児童相談所の体制整備と職員の資質向上
<ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所の一層の体制整備や、実践的な研修など研修プログラムの充実等による児童相談所職員の育成に取り組みます。

資料編

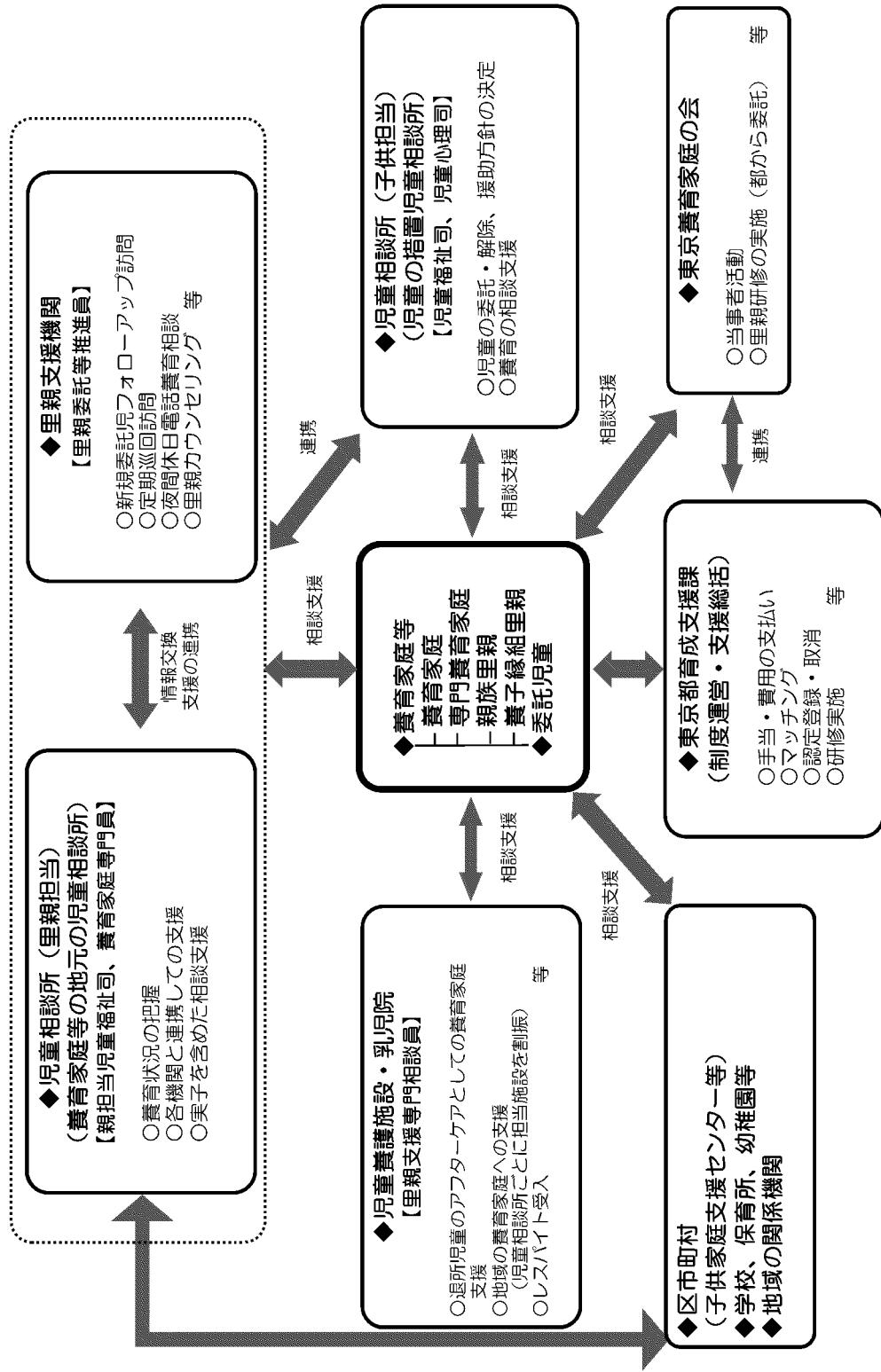
- ・ 児童福祉法等関係法令の経緯
- ・ 家庭的養護の比較
- ・ 東京都における養育家庭支援体制
- ・ 自立支援の体系図



家庭的養護の比較

養育家庭（里親）		小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養護児童グループホーム事業
事業主体・運営基準	里親が行う養育に関する最低基準 東京都里親認定基準	里親養育家庭移行型ホーム 社会的養護施設運営指針及び宝くじ及び宝くじ事業及びアミューズメント事業	施設分園型グループホーム 地域小規模型グループホーム リノベーション型ホーム
事業主体	【都】小規模住居型児童養育事業（法人）実施要綱 【都】東京都ファミリーホーム事業（小規模児童養育事業）設置・運営基準	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱 設置運営要綱	【都】地域小規模児童養育施設 （国）児童養護施設等における規則／ケア実施要綱
児童定員（委託数）	1名～4名	5名又は6名	本園定員（うち） おおむね6名
指定（認定）条件	東京都里親認定基準 ・基本条件 ・家庭及び被成員の状況 ・家庭家庭及び居住地の状況	主たる養育者は、当該ファミリーホームに生活の拠点を置くこと 4室24室以上の居室、児童が自立に生活が図られる居室のほか必要な部屋・設備を 確保すること に、部の養育家庭として4名の児童を 受託していること	本体施設から独立して家屋であり、本体施設を運営している法人の所有家屋又は自家であること 高齢、食堂等入所する者の方生徒交換することができる場所を有するること 内室面積等の基準は、内室面積等の基準は、 所で3年以下の直近実績を 原則として男女各1人の専任職員（介護指導員又は保育士の有資格者） 日中業務における接客対応（非営利可） 原則として男女各1人の専任職員（介護指導員又は保育士の有資格者） 原則として男女各1人の専任職員（介護指導員又は保育士の有資格者） 原則として男女各1人の専任職員（介護指導員又は保育士の有資格者）
認員（体制）	25歳以上65歳未満の夫婦 ※勤務者がない場合は、資格を持つ主たる養育者に、 養育者を補助できる25歳以上の同家族	二人の養育者がふさわしい家庭構成が確保される場合は、一人の養育者と二人以上以上の補助 ※養育育にかかる費用は、扶養料を支給する場合	主たる養育者は設置者が用意した居宅にて 主たる養育者は設置者が用意した居宅にて 主たる養育者は設置者が用意した居宅にて
勤務形態	主たる養育者（里親）の自己で養育（嘱託可） なし	あり上限275日 ※うち国基準10万円	主に、設置者が用意したグループホーム居宅へ通勤（交代制・直勤勤務等）
設置数（H26.1.1現在） ※養育家庭は、H25.12.31	養育家庭数（457家庭） 委託家庭数（26家庭） 嘱託児童数（3,45名）	ホーム数（12ホーム） 児童定員（72名）	ホーム数（57ホーム） 児童定員（3,46名）
沿革48年	「養育家庭」制度創設（養子縁組を前提としたしないで児童 育家庭センター」を設置して業務委託）	—	—
沿革53年	東京都児童虐待審議会「新しい社会的養護形態に向かって」で、「ファミリーグループホーム」について意見具申	東京都児童虐待審議会「新しい社会的養護形態に向かって」で、「ファミリーグループホーム」に	—
沿革55年	「東京都ファミリークリーブループホームとして試行開始	ついて意見具申 ファミリーグループホームとして試行開始	—
沿革60年	「東京都ファミリークリーブループホーム制度実施要綱」を制定 「里親型ファミリーグループホーム」として本格実施	「東京都ファミリークリーブループホーム」を制定 「施設分園型ファミリーグループホー ム制度」「地域小規模型クリーブループホーム」制度開始	—
平成12年	—	—	—
平成14年	養育家庭センター解止、児童相談所が監修に指導支援を 行う体制に移行	「東京都ファミリーホーム制度実施要綱」を制定してファミリーホームを 実施 里親型ファミリークリーブループホーム制度実施要綱」を制定 「里親家庭」を改める うち一定の要件を備えた家庭をファミリーホームとして指定	「東京都ファミリーホーム制度実施要綱」を制定して、地域小規模型グループホーム 「東京都ファミリークリーブループホーム制度実施要綱」を制定して、地域小規模型グループホーム を実施 施設分園型ファミリーグループホームを施設分園型クリーブループホームと改める
平成15年	「専門養育家庭」制度創設、「養育家庭」知恵研究会 ト・ケア事業開始	—	—
平成17年	里親研修業務をNPO法人東京養育家庭の会へ委託	—	施設分園型クリーブループホームについて、補助職員を配置（都加算）
平成18年	—	—	補助職員・官直要員を、地域小規模型クリーブループホームに配置（都加算）
平成19年	—	—	1本体施設につき、3か所以下のグループホームを設置・運営等を行う「グループホーム化」 ホーム事業主本体を養育家庭が持つものによる「グループホーム化」を開始
平成20年	里親支援機関事業を1月号で開始、認定前研修受講講習 化、里親手当導入	—	「小規模クリーブループホーム化」を開始
平成21年	里親支援機関事業を全11月号で開始	—	—
平成22年	—	—	—

東京都における養育家庭支援体制



自立支援の体系図

